

# 総務市民委員会 会議録

日 時 平成31年3月14日（木曜日）  
午後0時58分開会 午後5時10分閉会  
場 所 第3委員会室

## 日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
  - (1) 議案第 1 号 土浦市消費者安全条例の一部改正について
  - (2) 議案第 7 号 土浦市公共施設等総合管理基金条例の制定について
  - (3) 議案第10号 土浦市行政財産使用料条例の一部改正について
  - (4) 議案第11号 土浦市コミュニティセンター条例の一部改正について
  - (5) 議案第12号 土浦市男女共同参画センター条例の一部改正について
  - (6) 議案第13号 土浦市自転車駐車場条例の一部改正について
  - (7) 議案第14号 土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正について
  - (8) 議案第15号 土浦市霊園条例の一部改正について
  - (9) 議案第16号 土浦市宮齋場条例の一部改正について
  - (10) 議案第39号 土浦市亀城プラザ条例の一部改正について
  - (11) 議案第42号 平成31年度土浦市一般会計予算（分科会）  
第1表歳入歳出予算歳出中第1款（議会費），第2款（総務費），第3款（民生費）中第1項（社会福祉費）中第7目（消費者行政費），第4款（衛生費）ただし第1項（保険衛生費）を除く，第8款（消防費），第10款（公債費），第12款（予備費），第3表地方債
  - (12) 議案第52号 土浦市汚泥再生処理センター整備事業実施設計及び建設工事請負契約の締結について
  - (13) 議案第58号 平成30年度土浦市一般会計補正予算（第6回）  
第1表歳入歳出予算補正歳入全部，歳出中第2款（総務費），第3款（民生費）中第1項（社会福祉費）中第7目（消費者行政費），第4款（衛生費）ただし第1項（保険衛生費）を除く，第8款（消防費），第10款（公債費），第2表継続費補正中第4款（衛生費），第3表繰越明許費補正中第4款（衛生費），第5表地方債補正

報告事項

荒川沖駅西口自転車駐車場整備用地について

陳情書

受理番号 4 ごみ集積場に関する陳情書

4 その他

5 閉会

---

出席委員（7名）

委員長 平石 勝司

副委員長 島岡 宏明

委員 久松 猛

委員 吉田 博史

委員 海老原一郎

委員 篠塚 昌毅

委員 今野 貴子

---

欠席委員（2名）

委員 沼田 義雄

委員 矢口 迪夫

---

説明のため出席した者（28名）

市長公室長 船 沢 一 郎

総務部長 望 月 亮 一

市民生活部長 小松澤 文 雄

議会事務局長 塚 本 哲 生

消防長 飯 村 甚

消防次長 相 澤 浩

秘書課長 細 野 賢 司

政策企画課長 山 口 正 通

財政課長 佐 藤 亨

広報広聴課長 羽 成 健 之

総務課長 真 家 達 成

人事課長 今 野 修

管財課長 渡 辺 善 弘

課税課長 羽 成 信 明

納税課長 大 橋 博

市民活動課長 飯 泉 貴 史

生活安全課長 下 村 浩

市民課長	松 本	陽 子
環境保全課長	水 田	和 広
環境衛生課長	五 来	頭
会計管理者	根 本	陽 一
議会事務局次長	川 上	勇 二
監査事務局長	天 谷	太
消防総務課長	檜 山	保 明
予防課長	谷田貝	修
警防救急課長	嶋 田	邦 彦
財政課係長	石 引	康 博
財政課主任	高 橋	新太郎

---

事務局職員出席

主 査 寺嶋 克己

---

傍聴者（1名）

男 1名

女 0名

---

○平石委員長 ただ今から総務市民委員会を開催いたします。

始めに、沼田委員、矢口委員につきましては欠席となりますので、ご了承願います。

本日は、当総務市民委員会へ付託されました陳情書は、受理番号4のごみ集積場に関する陳情書でございます。陳情者から意見陳述希望がございました。午後3時にお越しになりますので、3時になりましたら、議案の審査を一時中断して、陳情の審査に入りたいと思いますのでよろしく願いいたします。それでは、早速、協議事項(1)の付託された議案の審査に入ります。議案第1号土浦市消費者安全条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○下村生活安全課長 土浦市消費者安全条例の一部改正についてでございます。改正の趣旨でございますが、昨今、ニセ電話詐欺が一向に後を絶たず、全国的に広がっております。昨年9月の議会におきましても、ニセ電話詐欺の撲滅宣言というものがなされました。そこで今回、2022年の4月からは成人年齢が18歳に引下げられることから、若者に対しても消費者教育の充実が求められるということになっております。そのため、今回土浦市消費者安全条例の一部改正を行うものであります。改正の内容ですけれども、消費者教育に関します施策の総合かつ計画的な推進を図るため、市民の消費生活の安定及び向上を確保するため、「消費者教育推進計画」を定めるものです。この策定にあたりまして、消費者団体・事業者団体等で構成いたします「土浦市消費者教育推進地域協議会」の設置及び協議会委員の報酬を定める規定を新たに追加するものでございます。施行日ですけれども、平成31年4月1日。その他といたしまして、報酬等を定めますので、土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部も合わせて改正をするものです。説明は以上でございます。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

○海老原委員 改正についてでは無くて、1番最初の改正の趣旨、平成30年9月議会により「ニセ電話詐欺撲滅宣言」がなされまして。これを受けて、最近コンビニや金融機関にのぼり旗が立っている。ニセ電話詐欺撲滅宣言都市という。のぼり旗が立っていて。のぼり旗には、土浦市とかすみがうら市となっているので、この件については、土浦市議会、かすみがうら市議会ではなくて、土浦市、かすみがうら市、その下に土浦警察署かな。副市長には確認したんだけど、そういうのぼり旗が立っていますので、情報提供だけです。

○平石委員長 その他なにかございませんか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第1号土浦市消費者安全条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○平石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号土浦市消費者安全条例の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、議案第7号土浦市公共施設等総合管理基金条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○佐藤財政課長 土浦市公共施設等総合管理基金条例の制定案についてでございます。こちらについては、公共施設の更新や大規模修繕などに対応するため、特定目的基金としての造成、これの条例制定のご承認をお願いするというものでございます。条例の趣旨にもございますが、財政状況については、長期財政見通しについて、お示した通り、大変厳しい状況があるというところでございますが、一方、市民会館や給食センター、汚泥再生処理センター。こういったものが終了したのちには、過去に整備した施設の更新や大規模な修繕、それから更新などを本格化していくという状況がございます。このような状況に適切に対応するため、財政負担について平準化を図りたいということで基金の設置を考えているものでございます。条例の要点でございますが、基金の対象施設としては、公共用施設、不動産、インフラ施設、動産については、消防車両や備品なども想定しているところでございます。基金の対象経費でございますが、公共施設の整備、改修、更新に加えまして、今後課題となる除却に利用する基金も対象にしていくものでございます。施行は平成31年4月1日と考えております。なお、予算につきましては、予算積立金を制度科目計上させていただきまして、まずは新年度基金の造成についてご承認をいただき、ご承認をいただきましたら、新年度以降に計画的に決算剰余金等を生み出して、積立を行いたいと考えているところでございます。説明は以上でございます。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

○吉田委員 これは良いことだよな。これやらないと。公共施設の管理計画を国の方から作りなさいと言われて各市町村、行政体は作りました。作った中の大きな目的は、公共施設を解体する時に起債が出来ますよということで、管理評価を作ったという経緯もあるんだよね。こう見ると、更新及び除去に要する資金としてなっているから、起債は起こさないで、積立金から解体とか除去する時も使うんだという理解でいいのかな。

○佐藤財政課長 おっしゃるとおり、起債を使わない。公共施設の解体の起債は90%起債できるものでございますけれど、交付税措置も無いということで、借金でございますので、起こさない方がもちろんいいということでございます。90%の裏の財源10%もございますので、そちらについてもこの基金から使っていけば、財政負担も少なくなるというところでございますので、起債を起こさないでやっていけば、それに越したことは無いとおっしゃるとおりだと思います。

○篠塚委員 確認したい点が、2点ほどありまして、3条の第2項の目的のために受けた寄附金。それは寄附する方が、この目的というような文書なり公文なり、そういった場合に積立てられるということなんですか。公共施設等に使ってくれと。土浦市のために使ってくれというのであれば、それも拡大解釈で受ける時に話を聞いてやるという。それで基金としてやるという風になっているのか。それが1点目。2点目が第4条の第2項。最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるという文句があるのだけれど、これを決定する場合は、どこで、どういう組織で決定していくのか。執行部でやるのかどうするのか。その2点をお伺いしたい。

○佐藤財政課長 まず、寄附の場合は、厳密な文書というのではなくて、公共施設のこの整備、改修。こういったものに使ってくれよと。そういうことがございました場合は、

順次判断して、この基金に積んで行くとか。そういう風に判断して行くようなところでございます。あと、効果的かつ有利な方法で保管しなければならない。というところでございますけれど。これ、一般的に基金は全部そういう風な形になっているんですけど、基金の財政課と会計課等で組織している財産運用委員会というのがございまして、そういうところにも関る、現在、実質的には定期預金に積んで行くというのが1番最も確実というか安全な方法なんですけれど、その他、債権とか、運用にもし回す場合は、それも内部組織で検討していくというものでございます。ただこれは、基金のそういう公共施設の改修とか整備とか、そういうものに備えるというような、いつでも使えるような状況で置くということでございますから、定期預金が最も確実、有利だということになってくるものです。

○平石委員長 その他なにかございせんか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第7号土浦市公共施設等総合管理基金条例の制定については、原案どおり決することにご異議ございせんか。

(異議なし)

○平石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号土浦市公共施設等総合管理基金条例の制定については、原案どおり決しました。

次に、議案第10号土浦市行政財産使用料条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○渡辺管財課長 委員会資料の5ページをお願いいたします。はじめに本案件の改正の趣旨と内容でございますが、今年10月1日に予定されている消費税引き上げに伴うものでして、土浦市行政財産使用料条例第2条第1項中100分の8を100分の10に改めるものでございます。こちらの施行日は、本年10月1日となります。4番のその他でございますが、施行日前に使用許可を受けた場合は、現行の税率を適用することとなります。また、(2)としまして、行政財産使用料の算定方法について参考までに記載させていただきました。さらに次の6ページには、新旧対照表をつけさせていただきましたので、こちらはご覧いただければと存じます。説明は以上でございます。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第10号土浦市行政財産使用料条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございせんか。

(異議なし)

○平石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第10号土浦市行政財産使用料条例の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、議案第11号土浦市コミュニティセンター条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○飯泉市民活動課長 7ページをお願いいたします。土浦市コミュニティセンター条例の一部改正について説明をさせていただきます。こちらは、市民活動課において所管し

ております神立地区コミュニティセンターに関する、条例の一部改正となっておりまして、1番の改正の趣旨にありますとおり消費税率の引き上げに伴いまして利用料金の改訂を行うものでございます。また、今回の改正に伴いまして、一部字句の修正も併せて行わせていただくものとなっております。2番の改正の内容につきましては、別表のとおり、消費税の引き上げ分の改訂を行うものでございます。また、併せまして一部、字句の修正につきましては、常用漢字を用いた表現への訂正のほか民法と合わせた表現に改めさせていただくものでございます。3番の施行日につきましては、平成31年10月1日からとなっております。説明につきましては、以上となります。よろしくお願いいたします。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第11号土浦市コミュニティセンター条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議あり)

○篠塚委員 採決。

○平石委員長 それでは採決を。

○篠塚委員 異議を聞いて。

○平石委員長 それではどうぞ。

○久松委員 消費税の増税が前提になっているから、これには賛成できません。

○篠塚委員 採決。

○平石委員長 改めて採決を取りたいと思います。土浦市コミュニティセンター条例の一部改正について、原案どおり決することに賛成の方、挙手をお願いします。

(挙手) (賛成5)

○平石委員長 反対の方、挙手をお願いします。

(挙手) (反対1)

○平石委員長 賛成多数で原案どおりと認めます。よって、議案第11号土浦市コミュニティセンター条例の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、議案第12号土浦市男女共同参画センター条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○飯泉市民活動課長 8ページをお願いいたします。土浦市男女共同参画センター条例の一部改正について説明をさせていただきます。こちらにつきましても、1番の改正の趣旨にございますとおり、消費税率の引き上げに伴います、条例の一部改正を行うものでございます。2番の改正の内容につきましては、別表のとおり、消費税の引き上げ分の改訂を行うものでございます。3番の施行日につきましては、こちらも平成31年10月1日となっております。説明につきましては、以上となります。よろしくお願いいたします。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第12号土浦市男女共同参画センター条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議あり)

○平石委員長 異議ありという声がありましたので、改めて採決をさせていただきたいと思えます。

○久松委員 消費税の増税が前提になっているから、これには賛成できません。

○平石委員長 改めて採決をさせていただきたいと思えます。土浦市男女共同参画センター条例の一部改正について、原案どおり決することに賛成の方、挙手をお願いします。

(挙手) (賛成5)

○平石委員長 反対の方、挙手をお願いします。

(挙手) (反対1)

○平石委員長 賛成多数で原案どおりと認めます。よって、議案第12号土浦市男女共同参画センター条例の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、議案第13号土浦市自転車駐車場条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○下村生活安全課長 9ページをお願いいたします。土浦市自転車駐車場条例の一部改正についてでございます。こちらは本年10月に予定をされております消費税率引き上げに伴います土浦市自転車駐車場の駐車料金を改正するものでございます。2番の改正内容につきましては、表に示してございますが、改正前の料金から改正後の金額への変更という形になります。3番の施行日につきましては本年10月1日からの予定となっております。説明につきましては以上でございます。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第13号土浦市自転車駐車場条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議あり)

○久松委員 同じ理由で賛成できません。

○平石委員長 採決をさせていただきたいと思えます。土浦市自転車駐車場条例の一部改正について、原案どおり決することに賛成の方、挙手をお願いします。

(挙手) (賛成5)

○平石委員長 反対の方、挙手をお願いします。

(挙手) (反対1)

○平石委員長 賛成多数で原案どおりと認めます。よって、議案第13号土浦市自転車駐車場条例の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、議案第14号土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○五来環境衛生課長 10ページをお開き願います。土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正についてでございます。こちらも消費税率の引き上げに伴いまし



て、平成31年10月1日に改正をするものでございます。改正の内容の表にございますようにし尿汲み取り手数料、それから浄化槽汚泥の処理手数料、さらには事業系のごみの清掃センターでの処理手数料が引き上げになるものでございます。なお、家庭ごみにつきましても、改正はございません。説明は以上でございます。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第14号土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議あり)

○久松委員 同じ理由で賛成できません。

○平石委員長 採決をさせていただきたいと思います。土浦市自転車駐車場条例の一部改正について、原案どおり決することに賛成の方、挙手をお願いします。

(挙手) (賛成5)

○平石委員長 反対の方、挙手をお願いします。

(挙手) (反対1)

○平石委員長 賛成多数で原案どおりと認めます。よって、議案第14号土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、議案第15号土浦市霊園条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○五来環境衛生課長 11ページをご覧ください。土浦市霊園条例の一部改正についてでございます。こちらも消費税引き上げに伴いまして、平成31年10月1日から改正をするものでございます。改正の内容の表にございますように、市営霊園の霊園管理料が対象となるものでございます。なお、永代使用料につきましても是非課税のため、対象外となっております。4番その他に記載いたしましたように、3年分を一括納付していただいております霊園管理料でございますが、10月1日前に発する納入通知書にかかる管理料につきましても、経過措置として改正前の管理料となっております。説明は以上でございます。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第15号土浦市霊園条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議あり)

○久松委員 同じ理由で賛成できません。

○平石委員長 採決をさせていただきたいと思います。土浦市霊園条例の一部改正について、原案どおり決することに賛成の方、挙手をお願いします。

(挙手) (賛成5)

○平石委員長 反対の方、挙手をお願いします。

(挙手) (反対1)

○平石委員長 賛成多数で原案どおりと認めます。よって、議案第15号土浦市霊園条例の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、議案第16号土浦市営斎場条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○五来環境衛生課長 12ページをお開き願います。土浦市営斎場条例の一部改正についてでございます。こちら消費税引き上げに伴いまして、10月1日から改正をするものでございます。改正の内容といたしましては、表にございますように、式場料や会議室、霊安室等の利用料でございます。なお、火葬料につきましては、非課税のため対象外でございます。4番その他に記載いたしましたが、経過措置といたしまして、10月1日前に利用許可を受けた場合には、改正前の料金というものでございます。説明は以上でございます。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第16号土浦市営斎場条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議あり)

○久松委員 同じ理由で賛成できません。

○平石委員長 採決をさせていただきたいと思います。土浦市営斎場条例の一部改正について、原案どおり決することに賛成の方、挙手をお願いします。

(挙手) (賛成5)

○平石委員長 反対の方、挙手をお願いします。

(挙手) (反対1)

○平石委員長 賛成多数で原案どおりと認めます。よって、議案第16号土浦市営斎場条例の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、議案第39号土浦市亀城プラザ条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○山口政策企画課長 13ページで説明をさせていただきます。土浦市亀城プラザ条例の一部改正についてでございます。亀城プラザにつきましても、本年10月から消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、施設及び付属設備の利用料金の見直しを行うものでございます。改定後の料金につきましては、一枚おめくりいただいた14ページの一覧表のとおりとなりますのでご覧いただきたいと思います。一部関係条項中の用語や附属設備の名称を修正する改正をあわせて行いまして、施行日は10月1日となります。以上でございます。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第39号土浦市亀城プラザ条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議あり)

○久松委員 同じ理由で賛成できません。

○平石委員長 採決をさせていただきたいと思います。土浦市亀城プラザ条例の一部改正について、原案どおり決することに賛成の方、挙手をお願いします。

(挙手) (賛成5)

○平石委員長 反対の方、挙手をお願いします。

(挙手) (反対1)

○平石委員長 賛成多数で原案どおりと認めます。よって、議案第39号土浦市亀城プラザ条例の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、ただ今から、予算特別委員会分科会としての審査に移りたいと思います。議案第42号平成31年度土浦市一般会計予算～歳出中第1款(議会費)、第2款(総務費)、第3款(民生費)中第1項(社会福祉費)中第7目(消費者行政費)、第4款(衛生費)ただし第1項(保健衛生費)を除く、第8款(消防費)、第10款(公債費)、第12款(予備費)、第3表地方債を議題といたします。執行部より順次説明を願います。

○川上議会事務局次長 第1款議会費についてご説明申し上げます。予算書67ページをお願いいたします。議会費全体では30年度より2,610万3,000円の減となります。3億3,718万9,000円の計上となりました。減額となりました一番の理由は、議員定数が5月1日から4名減の24となることによるものでございます。実際には1名欠員となっておりますので、27名から24名となるものでございますが、1節の報酬では3名分の報酬の減額。3節職員手当等、具体的には期末手当。9節旅費、19節負担金補助及び交付金。具体的には政務活動費によるもの。それぞれ3名分相当額のもの減額となっております。それ以外の部分で前年度と比べて増減がある部分ですけれども、4節共済費。こちら議員と事務局職員に係る共済会等、共済会の負担金ですけれども、議員共済会の負担金。公費負担金につきまして、負担率が38.2から36.9に下げられましたことから、197万9,000円の減額となっております。その他の費目につきましては、例年同様の予算計上となっております。議会費は以上でございます。

○今野人事課長 予算書の71ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費でございます。こちらにつきましては、6つの課。秘書課、企画課、総務課、人事課、管財課、及び会計課に関連いたします管理費でございます。18億3,022万3,000円で、前年度と比較いたしまして、274万4,000円の減となっております。その主な理由といたしましては、職員の若年化等によります職員手当等の減額でございます。内容の方ですが、1目一般管理費1節報酬でございます。こちらは非常勤職員13人の任用に係る経費でございます。次に、2節給料の職員手当及び共済費につきましては、特別職2人分と市長公室、総務部、市民生活部の一部、また、会計課の職員を合わせまして131人分の人件費でございます。人事院勧告に基づき給料は平均で0.2%。ボーナスにつきましては0.05ヶ月分増加いたしました。職員の若年化等によりまして職員手当等が減額となっております。また、後ほどご覧いただきたいと思います。人件費といたしまして、89ページの税務総務費の2節給料から4節共済費までをばじ

めといたしまして、同じ費目になりますが、ここでは、ページ番号のみご紹介いたしまして説明は省略させていただきたいと思えます。まず、91ページでございます。戸籍住民基本台帳費。こちらは24人分の人件費となっております。続きまして93ページ選挙管理委員会費。こちらは2人分の人件費となっております。それから96ページ統計調査総務費。こちらにも2人分の人件費となっております。97ページ監査委員費でございますが4人分の人件費となっております。少々飛びまして109ページ3款民生費7目消費者行政費でございます。こちらにも2人分の人件費となっております。131ページ4款衛生費清掃総務費。こちらは34人分の人件費となっております。続きまして136ページ環境保全対策費。12人分の人件費となっております。最後になりますが181ページ8款消防費1目常備消防費。こちらは186人分の人件費となっております。また、71ページにお戻りいただければと思えます。8節報償費でございます。こちらはスポーツ大会の市長賞等の経費となっております。11節需用費でございますが、こちらは事務用消耗品の購入、新聞の購読料、封筒の印刷等でございます。それから13節委託料でございますが、こちらは市の顧問弁護士への委託料や産業文化事業団に委託しております亀城プラザ指定管理料等でございます。さらに19節負担金補助及び交付金でございますが、次のページに渡りますが、負担金につきましては備考欄記載の各種団体への負担金。それから次のページになりますが、補助金につきましては、地方改善対策団体、2団体をはじめといたしまして4件の補助金となっております。次に、2目人事管理費でございます。1,889万9,000円で、前年度と比較いたしまして、33万6,000円の増となっております。1節報酬でございますが、こちらは産業医1名の報酬となっております。11節需用費中の消耗品につきましては、新採職員の防災作業服他、事務用消耗品の購入費でございます。12節役務費でございますが、こちらは採用2次試験時の体力測定の際のけがに備えた保険及び衛生管理免許の申請手数料でございます。13節委託料をご覧いただきたいと思います。こちらは職員採用試験の採点委託料でございます。こちら教養試験、専門試験及び適性試験の採点をお願いしているものでございます。それから職員健康診断等委託料につきましては、職員の健康診断を委託するものでございます。次、メンタルヘルス研修会委託料は、職員のメンタルヘルスケアの一貫といたしまして実施しております職員研修につきまして、専門講師に委託するとともに、メンタル不調者への医師面談を委託するものであります。ストレスチェック事業につきましては、平成27年12月から義務付けられておりますストレスチェックの分析等を委託するものでございます。73ページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金でございますが、こちらは、負担金は全国市長会団体定期保険負担金につきまして、こちらは全国市長会が運営をいたします一般職員を対象いたしました死亡時や高度障害に対する保険の掛金となっております。補助金につきましては職員互助会との職員福利厚生事業補助金でございます。第3目職員研修費につきましては、946万2,000円で前年度と比較いたしまして4万1,000円の微増となっております。こちらは、前年並みの研修予算を確保いたしまして、引き続き階層別研修、専門教養研修、派遣研修というように職員の能力、資質の向上を図ってまいりた

いと考えております。内容といたしましては、8節報償費は職員研修の研修講師の謝礼。

11節需用費中の消耗品費につきましては、研修のテキスト代となります。19節負担金補助及び交付金につきましては、自治大学校や茨城県の自治研修所などの各研修期間に職員を派遣する際の参加負担金でございます。説明は以上でございます。

**○真家総務課長** 4目文書費につきましては、郵便物の郵送代、郵送料、印紙、印刷用紙やコピー用紙の購入。コピー機械の使用料が主なものでございます。31年度は、旧宍塚小学校の公文書書庫への改修工事等が予定されていることから、前年度比で3,773万2,000円の増となっております。12節役務費の通信運搬費につきましては、主に市から発送する郵便の郵送料となっております。次のページをお願いいたします。13節委託料につきましては、説明欄に記載のとおり例年行っている委託業務の他、先ほど申し上げました既存の3カ所の書庫にございます文書箱の新書庫への運搬及び既存の書架等の備品の解体、運搬、組立委託料や新書庫となります宍塚書庫の機械警備委託料、アスベストの調査委託料となっております。14節使用料及び賃借料につきましては、庁内にあるコピー機12台分の借り上げ料や印刷機器等の借上料となっております。15節工事請負費につきましては、旧宍塚小学校を公文書書庫へ改修する工事費でございます。18節の備品購入費につきましては、既存の書架等以外に新たに必要となる書架を購入するものでございます。文書費は以上でございます。

**○羽成広報広聴課長** 5目広報広聴費についてご説明申し上げます。74ページをお願いいたします。広報広聴費につきましては、平成31年度予算額8,317万9,000円で、前年度比84万8,000円の減となっております。広報紙やホームページ・ケーブルテレビなどによります各種情報の提供、そして市政に対する市民からの相談、要望・問い合わせなどへの対応、さらにはシティプロモーション推進、フィルムコミッションなどの事業に係る経費でございます。主な内容でございます。1節報酬でございます。記者室・報道関係対応の非常勤職員及びフィルムコミッション対応の非常勤職員などの賃金でございます。8節報償費でございます。市民法律相談の弁護士などや市政広報番組「マイシティつちうら」のアナウンサー、また、シティプロモーション事業に係るゲストや研修講師などへの謝礼でございます。11節需用費につきましては、毎月2回発行しております「広報つちうら」やロケ地マップの増刷等の印刷経費、また、学祭TSUCHIURAや移住キャンペーン開催時などの消耗品などが主なものでございます。12節役務費につきましては、75ページになりますが、来年度末3月に新年度市政・予算特集号といたしまして新聞に掲載いたします広告料が主なものでございます。13節委託料につきましては、説明欄に記載の業務に係る経費でございますが、町内会等への広報紙配布やマイシティつちうらの番組制作、各ホームページの運用管理、また、第2期シティプロモーション戦略プラン策定などが主なものでございます。14節使用料及び賃借料につきましては、広報紙作成のために使用しております文字フォントやソフトの権利使用料。また、移住キャンペーン開催時の施設使用料などが主なものでございます。以上でございます。

○佐藤財政課長 76ページ。6財政管理費でございます。財政管理費につきましては、前年度と比較して2,100万ほど増となっております。こちらにつきましては、13節の委託料、説明欄の3・4番目にありますが、今般、更新となります財務システム。財政課のシステムでございます。これを更新するというための準備委託。これが1,500万。それからデータ委託について660万。こちらが増の要因となっております。その他につきましては例年通りとなっております。以上です。

○根本会計課長 7目会計管理費につきましては、会計課の運営経費でございます。11節需用費中印刷製本費につきましては、決算書の作成経費が主なものでございます。12節役務費は、各種手当などの口座振込みなどを行う際のデータ転送システムに係る手数料でございます。以上でございます。

○渡辺管財課長 8目財産管理費についてご説明いたします。8目財産管理費につきましては、4億9,447万4,000円で、今年度に比べ、2,386万円。5%の増となっております。その主な理由といたしましては、主に三つございまして、まず一つめには13節委託料におきまして、公共用地跡地利活用事業に係る施設の地籍測量等委託料の計上、次に二つめとして15節工事請負費におきまして、ブロック塀改修工事費の計上、そして三つめに19節負担金補助及び交付金のうち、ウララ管理負担金におきまして、来年度、非常用発電機のオーバーホールやウララ3におけます外壁補修工事が予定されていることから、特別修繕負担金の増が主なものでございます。それでは、予算の内容について主なものをご説明いたします。1節報酬でございますが、1階市民課、福祉関係窓口前に配置しておりますコンシェルジュ4名分のものでございます。11節需用費でございますが、このうち、光熱水費につきましては、ウララビルを除いた街路灯や公園などの電気料及び上下水道料金となっております。次に12節役務費でございます。このうち通信運搬費につきましては、本庁舎をはじめとする施設の全329回線の電話料金となっております。77ページをお願いいたします。保険料につきましては、市が管理する建物223施設及び公用車に係る損害保険料となっております。続いて13節委託料でございますが、記載がございますように、施設維持管理に係る経費が主なものでございまして、16件となっております。昨年度から約600万円の増額となっておりますが、公共用地跡地利活用事業に係る施設の地籍測量等委託料を計上したことが主な理由となっております。その他の委託料全体でございますが、来年度も今年度に引き続き、庁舎清掃委託料におきまして、実施回数などを減らすなどいたしておりますが、労務単価の上昇によりまして、委託料全体では、昨年とほぼ横ばいとなっております。次の14節使用料及び賃借料でございますが、このうち、駐車場使用料は、本庁舎駐車場、市営の東西駐車場及び地下駐輪場の使用料でございます。来庁者等に無料の措置を行う使用料でございます。こちらは過去2年の実績から考慮しまして、200万円の減となっております。78ページをお願いいたします。15節工事請負費につきましては、現在管財課が管理しております市有地に立てられておりますブロック塀改修工事4箇所及び、昨年度から引き続き、本庁舎駐車場の照明機器のLED化工事77基を予定してございます。次の18節備品購入費につきましては、公

用車9台分の購入費用でございます。19節負担金補助及び交付金でございますが、このうち、ウララ管理負担金につきましては、ウララビル1、ウララビル3の共用部分と市が専有する庁舎部分に係る電気料をはじめとします光熱水費のほか、警備業務や日常保守点検業務及び各種修繕費用など、ウララビル全体に要する維持管理費用となっております。昨年度から、約900万円の増額となっておりますが、これは来年度、非常用発電機のオーバーホールやウララ3の外壁補修が予定されていることから、特別修繕負担金の増が理由となっております。財産管理費については、以上でございます。

○山口政策企画課長 9目企画費でございます。企画費につきましては、7,009万2,000円で、前年度に比べまして1億1,289万6,000円の減となっております。この大きな要因といたしましては、ふるさと土浦応援寄付が大幅に減少していることから、これに伴いまして歳出委託料が減額となったものでございます。主な内容についてご説明させていただきます。ただ今お話いたしました13節委託料中の1番上ですね、ふるさと土浦応援寄付受付等委託料の内容はお礼金代金送料及びPR、寄付管理、配送管理等の一括委託料でございます。歳入でも説明がありまして、今年度のふるさと納税の寄付額が1億円を超える程度と、大幅に減少しておりまして、今年度の歳入見込みを同程度としましたことから、これに合わせて委託料も大きく減額となっております。その下のふるさと土浦応援寄付PR委託料につきましては、本市のふるさと納税を新聞、雑誌等に掲載いたしましてPRを行う予定であります。まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委託料は、人口減少と地方創生に取組みを推進するため来年度で計画期間が終了いたします人口ビジョンと総合戦略を新たに策定するものでございます。79ページにまいりまして、自転車のまちづくり構想策定委託料は、いわゆる自転車活用推進計画でございまして、本市の自転車に関する最上位計画となるもので、サイクリングのまちづくり、自転車のまちづくりを総合的かつ戦略的に展開するため、新たに策定するものでございます。19節負担金補助及び交付金の内、負担金でございます。合計で8件でございます。上から6項目でございますが、広域レンタサイクル事業負担金は8市町で実施いたします乗り捨て可能なレンタサイクル事業の運営に伴う負担金でございます。一番下、補助金でございます。地域資源を活用したまちづくり事業費補助金は、青年会議所JCが行いますまちづくり活動への補助金でして、今年度は実施されませんでした。例年、総合公園でエアショーが実施されているものでございます。企画費は以上でございます。続きまして、事務管理費でございます。事務管理費につきましては、市全体の事務の管理や計算処理の業務に係る経費でございまして、4億209万5,000円となっております。前年に比べまして1,125万7,000円の増となっております。こちらは電算委託料やマイナンバー制度運用のための交付金の増などが主な要因でございます。こちらにも主な内容についてご説明させていただきます。80ページをお願いいたします。12節役務費通信運搬費です。こちらは本庁舎と外部の通信回線使用料でございます。13節委託料中の一つめ電算委託料は、日常的に使用している住民記録や税務などのオンラインによるデータ処理及び納付書や台帳などの作成処理の委託業務のうち、一般会計分でございます。毎年度、業務内容の見直しを行ってござい

すが、新年度は選挙が3回予定されておりますことから、本年より581万2,000円の増となっております。14節使用料及び賃借料中の一番上、パソコン使用料は庁内事務処理用パソコン及びプリンターのリース料でございます。4項目め。ドキュメント管理システム使用料は課税課の家屋調査表と建築指導課の建築概要書など、年々増大します書類を大容量のハードデスクに入力管理するシステムの使用料でございます。19節負担金補助及び交付金のうち負担金でございます。計6件でございます。3項目め。いばらきブロードバンドネットワーク接続負担金は、県と市町村が共同で整備しました超高速大容量の情報通信ネットワークの運営に係る負担金でございます。一つ置きまして、いばらき情報セキュリティクラウド運営費等負担金は、自治体セキュリティ強化対策の一貫で県と市町村が共同でインターネット接続口を集約しまして高度なセキュリティ対策システムを運用するための負担金でございます。一番下の交付金でございます。自治体中間サーバー・プラットフォーム管理等交付金は、全ての自治体が共同利用しておりますマイナンバー制度の情報連携のために使用するシステムの運用経費等を交付するものでございます。次期システムへの移行のため、機器の購入、設計、構築経費等が発生しておりまして、429万9,000円の増となっております。事務管理費は以上でございます。

○平石委員長 それではここまでで、なにかご質問がございますか。

○海老原委員 土浦ではないんだけど、壬申の戸籍がネットで売りに出されたということがあったと思うんだけど、土浦も壬申の戸籍はあるのですか。

○松本市民課長 壬申戸籍は、土浦市にはございません。

○海老原委員 ない。はい。ネットで出ちゃったんで。それを市のお金でそれを買ったということがあったので。土浦は無ければ。

○篠塚委員 何点か続けて聞いてしまってよろしいですか。まず議会費の方から。共済費負担金36.9に減ったんですよね。これは議員定数によって減るのか。それとも年々負担金が減ってきているということですか。

○川上議会事務局次長 この額につきましては、地方議会議員共済会。こちらの方で決定をしているんですけれども、来年度以降の負担率。こちらは現時点では不明でございますけれども28年度以降、年金の給付費に係る費用のみを負担し、28年度以降に発生する一時金給付金。こちらは共済会が持っているもので負担していきますので、今後市で負担していく負担率は下がっていくものと思われまして。率はわかりません。以上です。

○篠塚委員 無くならないかもしれないし、下がるのは下がるんでしょうけれど。これは負担しなくてはいけないということなんでしょうね。わかりました。あと74ページの総務費。委託料の旧宍塚小学校アスベスト調査委託料なんですけれど。これは前にやっていたなかったんですけど。小学校の時に。改修するからもう一度やるということですか。耐震強化の時にアスベストってやってるはずですよ。基準が厳しくなってもう一回やるということですか。

○平石委員長 真家課長、わかりますか。



○吉田委員 後で調べて。

○真家総務課長 はい。すいません。後で。

○篠塚委員 続いて、75ページ。広報広聴費。町内会広報紙等配布委託料。各町内会の区長の方とかいろんな方に委託していると思うのですが、今回ちょっと訴えがあったと思うのですが、町内会に入っていないから広報紙が貰えないと。どうかしてくれという話があったと思うのですが。基本的に町内会に委託料を配布している場合は、町内会に入っていないでもそのエリアには全部配布するという義務付けとか、そういうのはあるのですか。

○羽成広報広聴課長 広報紙の配布業務につきましては、町内会等の契約の中で、未加入世帯につきましても配布いただく契約となっております。ただ、地区の事情によりまして、全ての地区がポスティングあるいは班回覧ということではなく、指定の箇所に取りに来ていただくであるとか、それぞれの地区の事情にあったやり方で全世界帯に届くように業務を行っていただいております。

○篠塚委員 ということは、訴えられた場合に、責任はその委託している町内会にあるのか、市にあるのか。これは配布しなければいけない義務が生じている訳ですよ。

○羽成広報広聴課長 今回訴えがあったものに関しましては、実は町内会の方で、未加入世帯については公民館に取りに来ていただく日にちを決めて配布を行っているということですが、自宅に届けてもらう業務にも応えていただけるような働きかけをしているところでございます。

○篠塚委員 ルール上全員に配るというルールであれば、やっぱり言われるとね配らなくてはいけないことでしょうし、その辺はちょっと明確に委託する前に、今後やっていただいた方が、委託している方がおかしいという風になっては困ると思うので、つくば市は郵送か何かで配布しているのかな。そうするとかなり費用が掛かってしまうので。その辺も合わせて、よく相談をしていただければと思います。あと、78ページ。企画費。まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委託料。これは今回で終わりということですか。まとめて。

○山口政策企画課長 新年度で策定をすると。来年度で1期目が終了します。来年新たに策定するということです。

○篠塚委員 これは国からの補助がでていると思うのですが、これは一応これで一度完結をして。その後は無いということですか。それとも土浦市としては、これを基本としてまたもう一度総合戦略を練っていくという基礎にするということですか。

○山口政策企画課長 1期目の総合戦略につきましては国の地方創生交付金が付きましたけれども、2期目につきましては、そういった交付金手当はございません。市独自で今後総合戦略を作っていくということでございます。

○篠塚委員 次のページの自転車のまちづくり構想策定委託料。委託料に関しては、委託する業者さんは公募でやっているのですか、プロポでやっているのですか。選定に関してはどのようにしているのですか。

○山口政策企画課長 入札で行う予定でございます。

○篠塚委員 これから。

○山口政策企画課長 はい。

○篠塚委員 入札するに当たっては、いろいろな企画とか金額だけで決めるのですか。実績とかいろんなものを見て決めていくのか。

○渡辺管財課長 実績等を考慮して指名競争入札をします。

○篠塚委員 あとは、メンタルヘルスケアでしたっけ。72ページ。ストレスチェック事業委託料。ストレスチェックをしてその後はどうするのか。ということはどのように考えているのですか。

○今野人事課長 ストレスチェックをいたしまして、その中で非常に重い高ストレス者につきましては、産業医の面談等をやっていただく。それ以外予備軍の方もいると思うのですが、そういった方については、セルフケア研修を行って、自分がどういう状態かということ把握して。もう一つは職場環境というのがありますので、所属長に対しましても、貴方の職場がこういう状況ですので、改善をしてくださいということを行っております。

○篠塚委員 はい。以上です。

○島岡委員 78ページのウララ管理負担金の中に、自家発電装置のオーバーホール代が入っているんですか。

○渡辺管財課長 はい。

○島岡委員 入っている。それはおいくら位ですか。

○渡辺管財課長 ご質問の方はウララ管理負担金で土浦市が負担をする金額ということで。

○島岡委員 自家発電装置というのは、自家発電の装置にタンクに、そういう一式ということなんですよ。

○渡辺管財課長 設置しまして20年を越えてまして、3年ほど前から寿命がということで、点検もしてきたのですが、いよいよ調子が悪いということで、一応中の部品等を交換するような。これはウララビル全体の自家発電装置でして、これとは別に土浦市独自のものは別にまた。

○島岡委員 余計な話しで大変申し訳ないんですけども、自家発電とタンクと、全部検査するしかないんですよ。プロパンガスだと業者さんなんですよ。そういうことになるとメンテナンスがすごく安くなるなと思っているんですけど。わかってらっしゃると思うんですけど。失礼しました。

○平石委員長 その他なにかございませんか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 それでは引続き説明をお願いしたいと思います。

○飯泉市民活動課長 予算書80ページをお願いいたします。11目市民活動費でございます。こちらにつきましては、地区長や町内会に関する事、地域の公民館整備に関する事、神立地区コミュニティセンターに関する事が主な内容となっております。平成30年度と比較いたしますと、915万2,000円の減額となっております。

主な理由といたしましては、81ページの19節負担金補助及び交付金のうち、地域公民館建設費補助金につきまして、平成30年度と比較いたしますと、新築及び修繕の件数は本年度3件から来年度5件に増えおりますものの、合計の補助金額としましては減少をしたことに伴いまして、金額としては減額となったものでございます。それでは、主な内容につきまして説明をさせていただきます。80ページの8節報償費につきましては、市内171名の地区長に対する報酬でございます。81ページをお願いいたします。13節委託料神立地区コミュニティセンター指定管理者指定管理料。こちらにつきましては、神立地区コミュニティセンター運営協議会に指定管理で委託をしているものでございます。続きまして19節負担金補助及び交付金の補助金3項目のうち、中ほどでございます地域公民館建設費補助金。こちらにつきましては、先程ご説明しましたとおり、来年度は、新築2件、修繕3件、計5件を予定しているところでございます。続きまして、12目地区コミュニティ活動推進事業費。こちらにつきましては、協働のまちづくり推進事業に関するものとなっております。8節報償費につきましては、協働のまちづくりシンポジウムやワークショップ、協働のまちづくりに関する職員研修の講師謝礼等となっております。82ページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金につきましては、説明にございますとおり、まちづくり市民会議への補助及び中学校区単位で組織されております地区市民委員会への補助となっております。また、三つ目の協働のまちづくりファンド事業補助金につきましては、市民団体等が新たに実施するソフト事業に対しまして、助成を行うものでございますが、平成31年度につきましては、本年度からの継続事業が2団体、そして、新規に取り組みを実施する団体を5団体、計7団体を見込んでいるところでございます。続きまして、13目国際交流費につきましては、市民の皆さんの国際理解。そして国際交流の推進に関する事業でございます。平成30年度と比較いたしますと、346万2,000円の増額となっております。主な理由といたしましては、平成26年度に策定いたしました多文化共生推進プランの改訂を行うほか、来年度はアメリカ・パロアルト市との姉妹都市締結10年を記念するイベントを計画しておりますことから増額をさせていただくものでございます。13節委託料につきましては、ただ今ご説明をいたしましたとおり、平成27年度から平成36年度までの10年間を計画期間として策定しております多文化共生推進プラン。来年度につきましては中間の5年目を迎えますことから、計画の見直し作業を行うものでございます。また、先ほどお話ししましたとおり、来年度はアメリカのパロアルト市との姉妹都市締結10周年を迎えますことから、現在、調整中となっておりますが、来年度におきましてはパロアルト市の関係者が10名程度、来日をする方向で先方が調整・検討を行っております。このため、来年度、来日した際の費用といたしまして19節負担金補助及び交付金のうち、土浦市国際交流協会補助金は約100万円のところ、来年度は50万円分を増額させていただきまして、来日した際の交流費用に充てさせていただきたいと考えているものでございます。続きまして、14目男女共同参画推進費につきましては、男女共同参画社会の実現に向けた、施策の推進に関する事業でございます。1節報酬につきましては、男女共同参画推進委員会委員への謝礼のほか非常勤職員の報

酬となっております。13節委託料につきましては、毎週水曜日と第2土曜日に開設をしておりますフェミニスト相談委託料を始め、男女共同参画センターの夜間及び休館日の開館管理委託料等となっております。説明につきましては、以上となります。

○**下村生活安全課長** 予算書83ページをお願いいたします。15目防犯対策費でございます。こちらはJR荒川沖駅と神立駅に設置しております防犯ステーションまちばんの嘱託職員の報酬及び町内会等が実施しております防犯灯の設置や電気料金の補助などでございます。前年度と比較しまして、225万4,000円。約2.7%の増となっております。主な理由といたしまして、13委託料の防犯カメラ画像複写の件数の増及び14使用料及び賃借料の駐車場の使用料というようなものでございます。主な支出といたしまして説明いたします。1節報酬につきましては、先ほど申し上げました防犯ステーションまちばん荒川沖、それからまちばん神立の嘱託職員12名分の報酬でございます。嘱託職員につきましては、警察官OBをそれぞれ荒川沖、神立駅6人によります交代制を取っております。2人の勤務体制によりまして365日午後1時から午後10時まで開設し、防犯等に努めております。続きまして14節使用料及び賃借料でございますけれども、こちらの駐車場使用料につきましては、ただいま神立区画整理事業をやっておりますけれども、防犯ステーションまちばん神立の青色パトロール車。これを駐車するための駐車料金になってございます。予算書84ページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金の補助金の防犯灯設置等補助金等でございます。これは防犯灯のLED化を促進するため町内会の設置管理いたします防犯灯の新設及び修繕、交換をする際に補助を行っておるものでございます。また、防犯灯電気料金補助金につきましては、こちらも町内会で管理いたします防犯灯に関わります電気料金の内12分の8を限度に補助しているものでございます。続きまして、16目空家等対策費でございます。こちらは土浦市空家等対策協議会員の報酬。空家等相談会の相談員の報償。それから管理不全空家等の緊急的な応急的費用でございます。前年度に比べますと6万8,000円の約3.5%の減となっております。1節報酬につきましては、土浦市空家等対策協議会員8名分の報酬でございます。8節報償費につきましては、空家等の発生を防止するための空家等相談会。年に2回ほど実施しておりますが、こちらの相談員4名分の補償費になります。この相談員につきましては、弁護士、司法書士、宅建士、建築士の4名となっております。12節役務費の手数料におきましては、相続人が不在または不存在が明らかでない、または相続人全員が相続放棄をした場合等を含みますけれども、これらの場合に、特定空家に対しまして、略式代執行を行う場合に市が利害関係人として家庭裁判所へ相続財産管理人選任の申し立てをする費用になってございます。13節委託料の空家等相続人調査委託料でございますが、こちらにつきましては、相続財産管理制度を活用するにあたりまして、所有者や相続人の調査を専門家に委託する費用でございます。また、財産管理人選任申立書作成委託料につきましては、同じく相続財産管理制度を活用する場合に家庭裁判所への申立書の作成委託の費用になってございます。次に、17目交通安全対策費でございます。こちらは神立駅西口自転車駐車場の移転整備に伴います駐車場の新築工事費及び仮設自転車駐車場撤去工事費。また、荒川沖駅周辺

自転車等放置禁止区域指定に伴います周知看板の費用。また、放置自転車の保管や処分、撤去。交通安全施設におけます道路標識やカーブミラーの設置に要する費用でございます。前年度に比べますと3,862万4,000円の約68%の増になっております。こちらの理由につきましては、15節工事請負費になりますけれども、神立駅に西口の自転車駐車場の新築工事費等が主な理由でございます。まず1節報酬につきましては、土浦駅および荒川沖駅前の放置自転車対策といたしまして、両駅の東西口に毎週月曜日から金曜日の午前6時から午前8時45分まで3名ずつ計6名での立哨指導を行っております非常勤職員の報酬でございます。予算書85ページをお願いいたします。13節委託料の自転車等放置禁止区域電柱標示板設置委託料につきましては、平成31年度荒川沖駅周辺の自転車等放置禁止区域を指定するに伴います電柱への放置禁止標示看板設置の委託料でございます。15節工事請負費の荒川沖駅東口第1臨時自転車駐車場撤去工事費および荒川沖駅西口臨時自転車駐車場撤去工事費につきましては、それぞれ地主から借りております土地の返還に伴います借地の整地料になります。また、神立駅西口自転車駐車場新築工事費でございますけれども、これは神立駅西口地区の区画整理事業に伴います自転車駐車場の移転建替え工事費でございます。今まで建物でございましたけれども新築駐車場につきましては、平面駐車場を利用しまして2段式のサイクルラック、サイクルポートの屋根を設置して整備するものでございます。また、神立駅西口仮設自転車駐車場撤去工事費でございますけれども、こちらはただ今神立駅西口の地区土地区画整理事業地内に設置しております仮設の自転車駐車場の撤去費用でございます。18節備品購入費でございます。こちらは荒川沖周辺の自転車等放置禁止区域指定に伴います放置禁止区域看板の設置費用でございます。説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

○松本市民課長 86ページの18目支所及び出張所費でございます。18目支所及び出張所費につきましては、市内5ヶ所の支所及び出張所に係る、業務運営経費でございます。2,449万7,000円の計上で、前年度と比較し、132万3,000円の減となっており、その主な理由といたしましては、非常勤職員報酬の減額でございます。主な内容をご説明いたします。1節報酬につきましては、非常勤職員14名分の人件費でございます。15節工事請負費につきましては、都和支所のブロック塀改修工事費でございます。その他は前年度と同様の内容でございます。説明は以上でございます。

○真家総務課長 続きまして、19目の公平委員会費につきましてご説明申し上げます。こちらは委員への報酬や会議負担金など、ほぼ例年同じ内容でございます。続きまして、20目の防災費についてご説明申し上げます。31年度予算は5,298万4,000円で、前年度から比較しますと2,116万8,000円の減となっております。大きな要因といたしましては、今年度、洪水ハザードマップ作成した部分。あとは罹災証明交付システム負担金。こちら県の方にシステムを作成する負担金として支出した分。これがかなり今年度多かったので、この分が減になっていると思われれます。次の87ページをお願いいたします。13節の委託料につきましては、防災無線の保守点検委託や中学校にございます防災井戸の浄水装置の保守点検委託など例年の委託業務となってお

ります。19節の負担金補助及び交付金のうち、負担金につきましては、説明欄に記載のとおりとなっております。88ページをお願いいたします。補助金については、自主防災組織に対する補助をはじめ、平成26年度から実施している町内会への防水井戸整備に関する補助を引き続き行ってまいりたいと考えおります。次に21目の人権と平和事業費についてご説明申し上げます。こちらにつきましては引き続き、市内の中学生や市民代表を広島市で行われます平和記念式典に派遣するほか、人権と平和のつどいを開催するなど平和関連事業を行ってまいりたいと考えてございます。以上でございます。

**○大橋納税課長** 88ページの22目諸費につきましては、納税課支出の市税過誤納還付金、1億1,000万円。前年度比較1,000万円の減。予算額につきましては、過去の平均額によって算出したものでございます。以上でございます。

**○佐藤財政課長** 89ページをお願いします。23目財政調整基金費でございますが、こちらは30年度。前年度は4億4,000万ほど駅北の事業収入に伴います諸費用の精算分を繰入れたものですが、本年度につきましては、利子積立のための科目計上でございます。24目市債管理基金費。25目土地開発公社対策基金費。26目土地開発基金費。こちらについても利子積立のための科目計上でございます。27目は新規でございまして、先ほど条例の制定のお願いの説明をさせていただいたところでございますが、31年度予算にて科目の計上をさせていただいたところでございます。以上でございます。

**○平石委員長** それではここまでで、なにかご質問がございませうか。

**○下村生活安全課長** 先ほどの説明の中で、撤去の工事費ということで荒川沖の西口。それから東口ということでご報告させていただきましたが、その詳細についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、総務市民委員会資料の22ページをお開き願います。こちらに荒川沖周辺の自転車駐車場の位置図ということで示してあります。ちょうど中央に常磐線荒川沖がございまして、左側が西口。そちらに太く囲んであります中に番号が①から④まで示してございます。こちらが民間の自転車駐車場。それから市営の方で臨時自転車駐車場が線路際で上の部分に黒く塗りつぶしてございます。これが実際に今借地をしまして、市が無料で自転車駐車場として利用させている部分。それから線路の両側線の右側になりますけれども、こちらが荒川沖駅の東口にございまして民間の自転車駐車場が同じように四角で黒く囲った中に番号が①②③という形で民間が3箇所ございます。その下に黒く塗りつぶしてございますのが、東口の第1、それから東口第2自転車駐車場。これは借地をしまして、市の方で無料で駐車場として利用させているということになります。今回地図の上に西口東口の収容台数を記載しておりますけれども、西口に関しましては、民間の収容台数が990台。それから西口の市営の収容台数が350台。現在合計で1,340台の収容台数がございます。利用台数なんですけれども、昨年同様調査いたしますと、民間が557台。市営の方が319台。合計で876台が利用しているという状況でございます。市営の方を申し上げますと、これを止めた場合、民間で990台収容可能ですので、利用台数の876台は民間の方で賄えるというような状況になってございます。また、東口でございまして、東口も同じよ

うに民間の収容台数3箇所です。市営の方が2箇所です。合わせて1,475台が収容可能な台数になっておりまして、実際利用の台数。こちらが民間が245台。市営が406台。合わせて651台の利用状況となっております。こちらの方が市営を止めてしまうと民間だけですと625台の収容台数に對しまして、利用台数が651台ということで、賄えませんが、東口につきましては、第1の自転車駐車を返還して、第2を引続き利用していくというような考えでおります。従いまして、先ほどの工事費用の中で西口と東口の第1を返還するために、更地にするということで予算の方を上げさせていただいております。以上でございます。

○平石委員長 それでは、なにかご質問がございますか。

○海老原委員 荒川沖の自転車駐車場の問題で、西口に民間の1番、2番、3番、4番については、ずっと続けてくれるという調査はしてあるのか。

○下村生活安全課長 4箇所については、継続でやっていただくと。この地図の中では示しませんでしたが、ちょうど西口の市営の西口臨時自転車駐車場の上の部分に木村自転車駐輪場というのがございますけれども、ここに伺ったところ自転車駐車場は今後やっていかないというお話があったものですから、今回の中から除いております。4箇所で継続でそれは賄えるという風に考えております。

○吉田委員 空家対策。各町内の地区長からも空家が増えて困るんだという陳情が各議員にも多数寄せられるんだけれども、180万位の予算で空家対策なんていうことが言えるのか。さっきの課長の話でいうと、年に2回、相談員の下で相談をしているというけれども、年に2回なんていう相談では、市民に周知徹底できないから、こういうのは毎月やるべきではないの。年に2回なんていうのは忘れちゃうし、そのタイミングに行けないなんていうこともあるから、やはりそれは市としても多く空家で相続する人とか、あとに管理する人の声を聞くためにも、月に1回とか、月2回とか、そうやって頻繁にやってやった方がいいんじゃないの。

○下村生活安全課長 委員さんのおっしゃるとおりだと思います。今回、実際に各地区の民生委員児童委員さん。ふれあい調整会議等が各地区で開催されておりますけれども、そちらに出向いて、市の方での空家対策での相談についても随時やっていますよと。窓口に来ていただくなり電話で問い合わせいただければ、その相談には乗りますという風な形で周知はさせていただいております。この2回というのは、あくまでも専門家ということで、先ほども申し上げましたけれども、弁護士、宅建士、建築士というような専門職の方をお願いして開催の内容となりますので、通常来た場合には、昨年になりますけれども、それぞれ宅建協会なり、建築士会等の協定を結ばせてもらいましたので、そういう団体へ紹介して相談を受けてもらうというように取り組んで進めていきたいと思っております。

○吉田委員 弁護士料が高いとか、司法書士の料金が高くても、まめにやることで、空家対策なんて年間で180万の予算なんていうのは、笑われるよこれは。だったら弁護士にでも金をたくさん払って、それで相談に乗ってあげたらいいんじゃないの。市民は職員とかではなく、そういった専門職の方とお話するというのは、望むところでもあり、

安心もする訳だから、そういう費用はケチらないで予算を付けたらいいんじゃないの。  
180万の空家対策なんか。笑われるんじゃないの。

○**下村生活安全課長** まだ、取り組んで間もないものですから、ノウハウを積んでいって進めて行きたいと思います。

○**吉田委員** わかりました。日が浅いからな。もう一つ防災費。これも前回からすると2,000万くらい削減になっているけれど、これはなんだっけ。この要因は。

○**真家総務課長** 今年度、洪水ハザードマップを作りまして、この前の全協でもお配りしたと思うのですが、その作成費用ですとか、県内全域で罹災証明の発行や被災者台帳を同時に整備するというようなシステムを県が中心になって整備したんですけれども、その費用が今年度は掛かっていたと。それが今年はなくするので、その分が減額になっているというようなことでございます。

○**吉田委員** 了解。

○**篠塚委員** まず、最初に空家対策。まったく吉田委員の言われるとおりでと思いますので、管理不全空家等応急措置工事費。これはゼロが一つ少ないくらいだと思うので、78万円では、立ち入り禁止のカラーコーンを置いたくらいで終わってしまうので、本当に倒れそうな空家があると思うので、それで2次災害が起きたら大変だと思いますので、先ほどの話ではこれからだということだったので、よく調査をして、あぶないものは撤去すると、あとでまた強制執行して回収すればいいのではないかと。それくらい考えていかないと、あぶない時期に来ているのかと思うので、そこはよろしくお願いします。それと、82ページ。国際交流費。パロアルト市との10周年ということですが、多文化共生推進プラン改定委託料も一緒に入ってくるということですか。

○**飯泉市民活動課長** 多文化共生推進プランにつきましては、平成26年度に策定をいたしまして、27年度から10年間の計画を作っております。来年度31年度がちょうど中間の5年目になりますので、見直しを行って、改訂版というか、後期計画を作るように予算を付けていただければということが一つでございます。あともう一つの来年度10周年を迎えますパロアルト市につきましては、国際交流協会の補助金の中で来年度につきましては10周年の節目の年でありますので、今、先方の方で、まだ日程も含めて調整中なんですけど、10周年を迎えるに当たりまして、先方から土浦の方に何人か派遣をしたいということで、先方と調整をしておりますので、受け入れをするにあたりまして、国際交流会の補助金を通常よりも50万円増額をお願いいたしまして、受け入れの費用に充てさせていただくという考えでございます。

○**篠塚委員** 一般質問にもあったんですけど、2020年度の教育改革で学習指導要領が変わって、英語教育がかなり小学校から増えてくると。こういう国際交流というのは非常に英語教育に関してはすばらしいものだと思うので、市民活動課だけではなくて、教育委員会と一緒にパロアルト市の10周年があるんだとしたら、これをきっかけにもうちょっと交流を深めて、派遣した人たちが交流するというのではなく、残念ながら各中学校代表だから。それを10周年で来るのであれば、どこかの中学校に行つて交流を図るとか、そういう話をせっかくの機会なんでね教育委員会と話してやって行



くようにしてもらえればいいと思うので、その辺よろしく願いいたします。今後、国際交流のあり方というのでも検討されるべきかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○**海老原委員** 関連で。パロアルト10周年。こちらから行く気は無いのかな。

○**飯泉市民活動課長** おっしゃるとおりで、平成21年に姉妹都市を締結いたしまして平成22年度、平成26年度には、こちらの方からパロアルト市の方に使節団が派遣されております。そういった形で、来年度といった形で検討もさせていただいたのですが、日程的なものもございますし、先方の受け入れの関係もございますので、これまで2度こちらの方から先方の方に行っているのですが、来年度の10周年については、パロアルトの方に土浦を見ていただくという形で先方の方からお話があったので。それであれば受け入れについてどういったことができるのか。先方もまだ日程の方を調整中で何名来られるのかも含めて調整中ですのでその辺の部分が見えてまいりましたら、総務市民委員会の皆さんにも報告をさせていただきたい。ご意見をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○**篠塚委員** 協働のまちづくりファンド事業190万なんですけれど、ソフト事業として計上してあるんですが。基金の方でまちづくりファンド基金はまだ余裕があると思うのですが、これは継続事業の2年の補助なんですけど、地域に根付けば終わりということなんですけれども、地域に根付いた後は、また大変なこともあるのでソフト事業の方ですね、違うまちづくりファンド事業の補助制度の方を基金を活用してやってもらえるように、今後の検討として運用してもらえればと思います。

○**飯泉市民活動課長** 前回は篠塚委員さんからまちづくりファンドのあり方や制度設計の話もご意見いただきまして、これまで10団体の方に平成27年度から取り組みが始まりまして、10団体の方に使ってもらっておりますので、そういった方々からもご意見をいただきながら、こういった形が望ましいのかというものを検証しながら行って行きたいと思っております。

○**今野委員** 私も空家対策に対して要望なんですけれども、地域を歩いていますと、大変空家がありまして、そこで相談という話がありましたけれども、はるかに相談の域を超えているという状況がかなり見受けられるんですね。それで市の方に相談に行っても持ち主さんに連絡をしていますとか。そういうことしかできない状況で、隣の屋根の屋根瓦が今にも落ちてきそうだとか、それ何年も経ってまして、樹木とか草木が自分の家の方に生えてくるとか、かなり大変な状況がある中で、もう少し踏み込んだ行政代執行ももう少し前進的に進めていただけるような対応を取っていただきたいなというのが一つです。あともう一つ。広告に関して、市民の皆さまに告知をするということで、パロアルトも、市民の方がほとんど知らない。何年か前の一般質問でもしましたけれど、せっかく駅前にあるので、ぱっと垂れ幕をすとかで公表して、認知して盛り上げるというやり方をもう少ししないと、いつもなんでやっていますかという、市報出していますとか、ホームページで出しています。この二つなんですよね。これって積極的に情報を取りに行く人じゃないと中々でない。せっかく英語教育とかこれからの教育に向けてのそういう交流をしてたとしても、本当にアドバルーン的に上がらないで、その数人で

ぽそっと終わってしまうという感覚が非常に強いので、もっとそういうことに関しての土浦のアピールに関しても、もう少しいろいろなことをやっていかないとだいが市がやっていることと住民の方々の認知が非常に低いと思います。4月の市議選も28人から24人になるというのも、市の方ほとんど知りません。来月の話でこれだけ知らないというのは、もう少し認知させていく努力をしなくてはいけないのかなと思います。以上です。

○平石委員長 要望ということでよろしいですか。

○今野委員 はい。

○平石委員長 それでは、ここまでとさせていただきます。引き続き説明をお願いしたいと思います。

○羽成課税課長 予算書89ページをお願いいたします。第2款総務費第2項徴税費第1目税務総務費は、3億4,718万6,000円で本年度と比較し2,828万円の減となっており、その主な理由といたしましては、職員の若年化等により人件費の減によるものです。第9節の旅費から第11節需用費までは本年度と同様でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、補助金検討委員会の検討により土浦市たばこ販売組合の補助金は5万円の減額となっております。予算書90ページをお願いいたします。第2目賦課費についてご説明いたします。賦課費につきましては5,530万8,000円で本年度と比較して2,298万5,000円の増となっております。その主な理由といたしましては、平成33年度は固定資産税の評価替えの年に当たるため、標準地鑑定委託料を行いますので、その増によるものでございます。第19節負担金補助及び交付金につきましては、説明欄の全国基地協議会負担金ほか7件の負担金となっております。下から2番目の地方税電子化協議会負担金は、地方税の電子申告システム、エルタックスの費用経費を負担するものでございます。次に一番下の軽自動車検査情報提供システムサービス利用負担金は、軽自動車の登録情報をオンラインで利用するための負担金となります。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○大橋納税課長 90ページ一番下の欄。3目徴収費につきましては、5,189万7,000円。前年度比較161万4,000円。率にいたしますと3%弱の減で徴収費全体では前年同様の計上でございます。大きなものでは91ページの19節負担金の中で、茨城租税債権管理機構への支出分が前年度より225万円ほどの減で、1,161万4,000円となっております。以上でございます。

○松本市民課長 続きまして、3項、1目戸籍住民基本台帳費につきましては、市民課の業務運営に要する経費でございます。2億1,714万7,000円の計上で、前年度と比較し、576万2,000円の減となっており、その主な理由といたしましては、職員人件費の減額によるものでございます。主な内容をご説明いたします。1節報酬につきましては、パスポート窓口を含む、市民課窓口に従事する非常勤職員14名分の人件費でございます。続きまして、92ページをお願いいたします。13節委託料につきましては、平成17年3月に電算化いたしました戸籍システムの保守委託料のほか、平成28年4月に導入いたしました、マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交

付に伴うシステム管理委託料などでございます。14節使用料及び賃借料につきましては、戸籍システムのハード・ソフトのシステム使用料などでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、証明書のコンビニ交付サービス運営にかかる、コンビニ交付市町村負担金及び国の補助を受けて支払うマイナンバーカードの発行事務等の委任にかかる個人番号カード関連事務交付金などでございます。市民課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**真家総務課長** 続きまして、2目の住居表示整理費についてご説明いたします。こちらは、住居表示街区案内版の修理費などでございます。93ページをお願いいたします。4項選挙費の1目の選挙管理委員会費でございしますが、31年度予算は1,553万9,000円で前年度から973万8,000円の減となっております。こちらは、選挙管理委員会の委員及び事務局職員にかかる人件費と事務経費に係るものでございます。続きまして2目参議院議員選挙費でございしますが、31年度予算は5,813万5,000円で3年前の選挙時とほぼ同額となっております。こちらは、本年7月に実施予定となっております参議院議員選挙に係る執行経費でございまして、投票立会人や事務従事者の経費のほか、選挙入場券の郵送料。ポスター掲示場の設置・撤去や入場券の作成などの業務委託費用などとなっております。94ページをお願いいたします。3目の市議会議員選挙費でございします。31年度予算は8,945万2,000円で4年前の選挙時とほぼ同額となっております。来月実施予定の市議会議員選挙に係る執行経費でございまして、支出内容につきましては、事務従事者などの人件費や選挙入場券の郵送料。ポスター掲示場の設置・撤去などの業務委託費用のほか、候補者のポスターやビラの作製費用や選挙運動用自動車に係る選挙公営負担金でございします。95ページをお願いいたします。4目の市長選挙費でございします。31年度予算は4,892万5,000円で4年前の選挙時とほぼ同額となっております。こちらは、本年11月実施予定の市長選挙に係る執行経費でございします。支出内容につきましては、市議会議員選挙とほぼ同じ内容でございしますが、候補者が少ないことからポスター掲示板の作製や設置費用、及び選挙活動に伴う公営負担金が少なくなっているものでございします。96ページをお願いいたします。

○**平石委員長** ここで、暫時休憩いたします。

(午後2時45分 休憩)

(午後2時59分 再開)

○**平石委員長** それでは休憩前に引続き会議を再開します。協議事項(3)陳情の審査に入ります。当総務市民委員会へ付託されました陳情書は、受理番号4のごみ集積場に関する陳情書でございします。陳情者から意見陳述希望がございました。陳情者の方にお越しいただいておりますので、先に協議事項(2)陳情の審査に入りたいと思います。それでは受理番号4ごみ集積場に関する陳情書を議題といたします。陳情者の方に、意見陳述をしていただきます。陳情者におかれましては、陳情内容から逸脱することなく、概要をお述べください。逸脱するようなことがあれば、委員長の方から注意をいたしますのでご了承願います。なお、陳述していただく時間は、10分間でございます。陳述

終了後に陳情の審査に移りますので、よろしく申し上げます。それでは意見陳述を始めてください。

○**松尾氏** 大畑に在住の松尾です。今回このような場所は初めてなので、まとまって発言できるかどうか不安なんですけれども申します。陳情書に書かれている趣旨の内容のとおりになんですが、実際私の女房の実家が藤沢1区でして、今そこに女房の母親、私の義母なんですけど住んでおります。もう83になりまして、足元がおぼつかない。自転車も乗れないということで、要介護2になっております。ごみを捨てに行く際に手押しの台車を使いながら集積場に行く訳なんですけど、どうも話を聞くと藤沢1区の集積場は1つしかないということで、国道125号。旧道を挟んで来栖医院のすぐ近くにあるごみ集積場まで台車を押して運んで行っているという話でございます。私は、今日実際実家の母親の所から歩いてみました。私でどのくらいかかるのかなということで、実際ここには20分と書いたんですが、私の足でゆっくり歩いたとしても15分はかかりました。それを83歳の母親が手押し車を押しながら、よぼよぼと行くのにどのくらいかかるかということは、さらにもっとかかって30分近くかかるんじゃないかなという風に推察をします。さらに母親に会って聞きますと、30分くらいかかっていると。片道ですね。という話でした。今日は晴れていたのでもいいんですけど、雨の日なんかは、かさを差しながら、ほとんど持っていくのが不可能なような状況になるのではないかなと。道も急に細くなったり曲がったところが結構ありまして、非常に危ない箇所が何箇所かありまして、昔なら車で運んでいるというのがほとんどなんですけれども、これだけ独居家庭が増えて、さらに一人住まいで老人という形が増えますと、どうしてもごみを捨てるにも非常に大変な状況にあるんじゃないかなという風に推察するんですけども。今一度環境課の方で実際ごみ集積場はどの状況にあるのかというのを確認していただきたいなというのと同時に、この藤沢1区の問題につきまして、区長に女房からも母親からもお願いをしているんですけども、中々聞く耳を持っていただけないという話も聞いています。いろいろごみの集積場を増やすというのは問題があるとは私も承知はしているのですが、今の状況を打破しない限り、ごみを捨てに行くというのは困難になってくるのではないかなという風に思っております。お願いなんですけど、集積場の増設がもし出来るならばお願いしたいと。それはすぐ近くに藤沢の集会所というのがありまして、結構敷地内が広いので、その一角にそういう形の燃えるごみだけでも集める。藤沢1区の集積場はもちろん資源ごみ、不燃ごみ、みんな集める一箇所の大きい所になっていますけれども、燃えるごみとかは、1箇所作っていただいて、取りに来ていただくと。回収車がそういう形を取れないものかなという風にお願ひしたいです。もしそれが無理であれば、高齢者の独居宅に戸別回収というのはできないものなんでしょうかということで、一つお願いをしたいということです。ちなみに大畑地区はごみ集積所が4箇所ほどありまして、優遇されているなという風には思っております。以上で終わります。

○**平石委員長** ありがとうございます。審査に入る前に、委員から陳述者に何か聞いておきたいことはありませんか。

○**吉田委員** 私の所には地図が来ているんですけど、お母様の自宅というのはどの辺

りがというのがわからないんですけれど。

○松尾氏 私も住所はちょっとわからないですが、地図で。

○吉田委員 だいたいのところ結構です。

○松尾氏 藤沢集会所という所がありますよね。藤沢児童公園。そのすぐ近く。篠岡さんの向かいの家です。道路を隔てた。

○吉田委員 矢野さんの脇ですね。

○松尾氏 そうです。その隣かな。

○吉田委員 この辺りということかな。

○松尾氏 この辺りです。ここからごみ集積場まで手押し車で押していっているという次第です。

○吉田委員 来栖医院のところの。

○松尾氏 はい。

○吉田委員 はい。わかりました。

○平石委員長 そのほか、何かございませんか。質問も無いようなので、これから審査に移ります。退席していただくか、後ろの席で傍聴していただくよう、お願いいたします。

○吉田委員 環境衛生課としては、どのような話を受けているのかな。

○五来環境衛生課長 この件に関してということで、よろしいでしょうか。地主さんの方から環境地区懇談会の時、お話を聞きました。あとは担当の方で、以前からこの話を聞いております。現地も確認をさせていただきましたが、距離にして約650mございます。集積場の設置については、区長さんの方でも去年、市の方に相談をされているようでございまして、地区長さんの方から集積場の設置は、今回は見送るというようなお話をいただいております。集積場の設置の手続きにつきましてですけれども、陳情書にも書いてありますが、区長さんの印鑑が必要とございますが、ごみの集積場は市が設置しているものではなく、地区が設置をしているものでございます。地区が設置をして管理をいただいている。環境衛生課の方に集積場の設置の届けをいただいておりますけれども、そちらは、設置した集積場にごみを取りに来てくれというような旨の申請になります。また、開発行為とか共同住宅の場合には、管理会社が集積場を設置しますが、その場合でも地区との協議の上で、地区長のはんこをいただいている状況でございます。ごみ集積場の設置管理というのは地区が行うものでありまして、新設であるとか、廃止であるとか、移設につきましても地区の事情であるとか。地区の判断で行うものでありますので、市が基本的に設置をするというようなものではないというように考えております。

○吉田委員 それは、わかるんだよ。あくまでも地域、地域だから。住民の要望に区長が、そうですねということで、市の方に私の方から上げますと。そういう要望を上げて作ってもらいましょうと。それはわかるんだよ。市がここに作るのか何かではないというのは、それはわかるんだけど。この区長さん、何でそういう要望があるのに動かないの。そういう話はしないの。

○**五来環境衛生課長** 児童公園の管理者であります公園街路課の方には、集積場の設置の件でご相談があったそうでございます。事情までは聞きませんでしたけれども、その後、それは取りやめにするというようなお話をいただいております。地区でやはりごみ集積場の設置の条件というのがございます。市の方で定めておりますのが、おおむね10世帯以上が利用すること。収集車が通り抜けができる道路に面していて交通の支障にならないこと。さらに設置箇所の所有者、管理者、それから地区住民の同意を得ていること。そういったことがございます。そういったものがそぐわなかったのか。その辺は定かではありませんけれども。実際には申請には至らなかったということでございます。

○**吉田委員** 課長ね。そこが問題なんだよ。区長さんは公園街路課が管理しているから相談には行ったんだ。公園街路課は、だめだとかそう答えを出したのか。出してないよね。公園の隅っこなら構わないからね。私もそういう意味では、常名運動公園の所に設置した経験があるから、公園街路課は、だめですとは言わないよな。相談にいったんだろうよ。何でだめなんだろうな。

○**五来環境衛生課長** 集積場の考えにつきましては、地区によってまったく様々でございます。藤沢1区の集積場、本当にすごい集積場です。広大な面積に雨よけがあって、門扉があって、施錠して、周りをよく囲まれて、本当によくあるトラブル。通りがかりの人が捨ててしまうとか、関係ない人が捨ててしまうとか、まったくありえないような完璧に管理をされた集積場でございます。そういった所からちょっとしたスペースにカラスよけネットをやった集積場を設置している所もございますし、それは利便性を取るのか管理を取るのか、地区によって様々なご判断があると思っておりますので、そちらは地区の方におまかせをしている所でございます。

○**吉田委員** 環境衛生課の方から、こういう要望がありましたと。地区長さん何とか地図で見るように遠すぎるから、地区長さん、藤沢児童公園の周りの住人の方をまとめることはできませんかとか。そういう助言はできないの。できるでしょ。それは。助言は。こうしなさいじゃなくて、地域の周りの方。陳情者のおばあちゃんだけじゃなくて周りの方もいる訳だから、その方もここにあれば便利な訳だから、そういった意見を集約して皆さん納得してもらえればいいんですけどねみたいなそういう助言というのはしないの。

○**五来環境衛生課長** 区長さんにはこういう話があるという話はしてみますけれども、ただ、ここに付けてくださいというのは。

○**吉田委員** 付けてくださいではなくて、まとめて出したらいいいんじゃないですかくらいとか。それは、言葉のあやと言ったら何なんだけれどさ。そういう話くらいは出来るんじゃないの。地区長さんが、ここはだめだとかそういう考えを持っている訳ではないでしょ。動きたくないとか。地区長さんが。藤沢なんかは1年交代かな地区長さんは。新治地区はみんな1年交代なんだよな。1年交代ということは、市民活動課とかはわかるだろうけれども、前の区長の引継ぎなんかほとんど無いんだよ。だから、新たになって1年やると。1年なんかあつという間だからな。また新しい区長でゼロからというようなことがあるから、物事が進まないという地域でもあるんだよ。それにはやっぱり市

の方から、以前から出ているんですけれどというような所でさ。うまく言えないかな。部長どうだ。

○**小松澤市民生活部長** 陳述者の方から話がありました藤沢集会所につきましては、地域改善対策事業で作った施設でございますが、底地は公園街路課の管理でございますけれど、施設そのもの、維持管理は地元でやってらっしゃると。ですから地元の施設管理をやっている方のまずは了解を得る必要があるだろうと思います。それが一つ。先ほども課長からありましたように、道路上に置く事も市の方の方では全然問題としてございません。先ほど言ったとおりにしていただければ。完全にやってくればよいよと。そういう提案は地区長にもしてみたいと思います。

○**吉田委員** 道路上というのは、避けたいよな。道路上というのは避けたい。置く場所がどこにもないからしょうがないから道路上というのが、普通のパターンだけれども。やはり道路上になると周りの住民もいい気持ちしないでしょ。だから藤沢の集会所の所があって、今の部長の話だと集会所は地元で維持管理しているという所なんだから、地元の区長さんを下に、地元の方がだめだとは言わないと思うんだよな。だめなんだ。

○**篠塚委員** 条件的にパッカー車が入っていけるという話があったんですけれど、この道路上の形態としては中に入っているのですか。

○**小松澤市民生活部長** 藤沢集会所の前の道路であれば通り抜けはできるかなと思います。普通の乗用車で走っても改良工事が進んでいる部分ですから通り抜けは出来ると思います。先ほど吉田委員からもありましたけれども、やっぱり路上というのは最終手段かもしれないです。やはり迷惑施設なんだろうと思います。地元としては。ただ、自分もごみを出さなくてははいけない。みなさんと協力して理解が得られれば、市の方としては適正に管理して通り抜けできる所であれば、設置はしていただいて取りに行くということは可能ですので、そういった方向で区長さんには提案という形でお話できるかなと思います。

○**篠塚委員** 地域で何軒でしたっけ。

○**小松澤市民生活部長** おおむね10軒。

○**篠塚委員** おおむね10軒の方が相談して、道路は入ってこれるから、中に設置するということを区長さんと相談して可能性はあるということなんですね。これ、陳情2件あるので、それがだめだったら高齢者の戸別回収というのがあるんで、ちょっとこれは2つに分けて話を進めた方がいいと思うのですが。

○**吉田委員** 戸別回収。そんなのやってないだろう。

○**久松委員** 要介護2の高齢者が650mも離れた所にごみを運ばなければならないと。何とかならないかと。言うことに応えられないような市の担当者や地元の担当者ではだめだと思うんだよ。これは。何としても応えていくということが必要な案件だと思いますよ。絶対。それが出来ないんだったら戸別回収しかないですよ。だからね。地元の担当者と設置責任は地元であっても、あるいは施設の管理者が地元での管理している問題であったとしても、そこに市が仲立ちをして何とか解決の応答を見出していくというのが市の責任ですよ。これは。

○吉田委員 これ地図にある藤沢公民館。ここまではお宅からどのくらいある。藤沢公民館だと。

○小松澤市民生活部長 ざっくりですけれども650m。藤沢1区の集積場までは。ですから、おおむね半分くらい。

○吉田委員 公民館に作るというのは、地元の同意が必要だけれども、その問題とかは。

○小松澤市民生活部長 藤沢1区の公民館に作ることは、公民館の管理をしていらっしゃる方のご了解をいただければ何の問題はないと思います。

○吉田委員 まだ話はしていないのかな。

○小松澤市民生活部長 区長さんがその辺を認識しているかどうかはわかりませんが、そこまで把握はしておりません。

○吉田委員 このごみ集積場の問題で議会に陳情が上がるなんていうのは、俺も議員20年やっているけれど、こんなの初めてだ。普通は市の担当者と地元の区長さんとか役員さんで話が決まるんだよな。それを議会にまで陳情を上げるというのは、前例が無いと言ったらあれだけれどもさ。議会に上げる前に解決できないの。担当課で区長とよく話をして。区長一人じゃなくて副区長とか三役とか、藤沢公民館を管理している人とか。何人かを巻き込んでさ。久松委員じゃないけど弱者に対する施策というのは土浦市はやらなくてはいけないんじゃないの。制度と手続きか。というのはわかるよ。わかるけれども、環境衛生課でさ、よく区長さんと話してさ、何とか解決しなくてはいけないんじゃないのこれは。

○久松委員 戸別回収と書いてありますが、市内で戸別回収をやっている所はありますか。

○五来環境衛生課長 高齢者ではございません。重度視覚障害者の方で3世帯。要項がございまして、使用例がございます。

○久松委員 他の自治体の事例はご承知だと思うのですが、ちょっと紹介してくれますか。

○五来環境衛生課長 全国ですと、高齢者、障害者の戸別回収をやっているのが約2割の自治体があります。ただ、大都市圏にかなり集中しております。近隣ですと牛久、取手辺りが実施をしております。土浦市の場合には、昨年一般質問でも答弁をしておりますけれども、現在はごみ出しが困難な高齢者世帯につきましては、介護サービスであるとか。親族、近隣の方々の地域のサポート。いわゆる共助により対応をしております。要介護2であれば介護サービスが受けられると考えるので、そういった中での生活援助。若しくは受けられない場合でも、本市独自での高齢者のサービスでシルバー人材センターの生活援助。1回100円ご負担いただきますけれども。そういったサービスもご利用いただけるようになれますので。ただ、こういったサービスがご利用になれるかはその方の状況によって違いますので、高齢福祉の担当とお話していただきたいと考えております。

○久松委員 まず、優先的には地元の関係者区長さんとね、ごみ搬出で苦労しているこの方の事情などをよく知っているでしょうから、地元はね。よく相談をして、仲立ちを



して、その役割をぜひ市役所がやるということが大事だと思うんだよ。いろいろやってもどうにもならないという大きな障害があるんだとすれば、高齢福祉サイドでの対応ができるのか、できないのか。優先的には役所がしっかり仲立ちをして区長と相談をして打開策を見つけていくということだろうと思います。

○吉田委員 今課長が言ったように、要介護2だからいろんなサービスが受けられるよね。家に来てもらってお風呂に入れてもらったりとかさ、そういうサービスもあるから、その辺でごみ出しだと週2回くらいか。燃えるごみだと2回だよ。それにあわせて介護の方からそういった職員が、介護士さんが来ていただいて、ごみを出してもらとか。そういったことも出来ないことはないよな。

○五来環境衛生課長 ごみ出しが困難な方というのは、生活全般も困難でございますので、買い物であるとか、そういったものにも不自由を感じられているのではないかと思いますので、まあ状況とかを区別することになりますので、高齢の方と話をさせていただいて、どういったサービスを受けられるかの話をお願いしたいと思っております。

○海老原委員 独居の高齢者宅ということで、この文章だけを見ていると、うちの地区なんかは民生委員がいろいろやってくれているんだけど、この文章を見ると民生委員が全然関わっていないようなことなんだけど、この地区で民生委員の役割というか、やっているんでしょうから。関わりか。どういう風になっているのか。もしわかれば。

○五来環境衛生課長 これは当然、全市的なものでありますので、独居の高齢者、障害のある方には民生委員の方は携わっていると考えております。

○海老原委員 ただこの文章では全然わからないので、実際。その情報は取れないのか。ここでは。

○五来環境衛生課長 ただいま、個人的な福祉サービスになりますので、ちょっと我々が聞いても中々教えてはいただけません。個人情報になりますので、調べることはできない。

○海老原委員 民生委員が居ない町内もありますよね。ここは居るのかどうか。教えてもらえれば。

○五来環境衛生課長 ちょっと調べて見ないと。

○篠塚委員 皆さんのお話を聞いていると、陳情書がいろいろあるとしても趣旨は高齢者の方の困っていることを解決しようということになりますので、一つは地区の方ともう一度話し合いをする。それから高齢者に対しての社会福祉サービスというものも提供できるのではないかとということもあるでしょうし、まずは趣旨に、もし採択するのであれば。陳情だと採択、不採択になってしまうので、この趣旨は賛同すると、趣旨採択も一つあるのですが、引き続き環境衛生課窓口、ごみに関してはね。ほかは違う所が窓口になるのでぜひ、地域包括支援センターの新治地区であれば、新治公民館にあるので、そっちからも情報を取ってもらったりするといろいろわかると思うので、あと区長さんと話をするとか。まず、そういうものをしていただいて、一番最善の方法を考えるようにしていった方がよいのではないかと思います。

○平石委員長 そういった意見がでたのですが、委員のみなさんどうでしょう。

○久松委員 採決して。

○海老原委員 採決の前にですね、まず、地域の方も関ってですね。陳情、採決する前に、いったん継続という形はだめですか。

○篠塚委員 我々の任期が4月までなので、継続ということになると。廃止になるので。

○吉田委員 廃案。

○篠塚委員 廃案になってしまうので。だからこの陳情書を採択、不採択という風になると意見がわかれると思います。というのは戸別回収とか書いてありますし、これは地区のことだと。ただ、ほかの道もたくさんあると思いますので、高齢者の困っている方を助けるという意味であれば、趣旨に賛同するべきだと思うので、趣旨採択の道があるのではないかとということで、私は趣旨採択の採決を取っていただいたらいいんじゃないかということです。

○平石委員長 そうということなので、趣旨採択を取りたいと思います。趣旨に賛同の方は挙手をお願いいたします。

(挙手) (賛成6)

○平石委員長 反対の方、挙手をお願いします。

(挙手) (反対0)

○平石委員長 賛成多数ということで主旨採択ということにさせていただきます。陳情者の方は退席していただくか、傍聴してください。それでは、休憩前に戻りまして、5項統計調査費からお願いします。

○真家総務課長 96ページをお願いします。5項統計調査費1目統計調査総務費につきましてご説明申し上げます。こちらは統計事務職員の人件費のほかに97ページにございますように長年、統計事務に携わっております統計調査員への表彰関係の費用や茨城県統計協会への負担金などとなっております。2目の国基幹統計調査費です。こちらは、平成31年度に実施予定となっております工業統計調査、経済センサス、全国消費実態調査、農林業センサス、さらに平成32年度に予定されております国勢調査の調査区設定に係る人件費、消耗品等となっております。3目の県基幹統計調査費につきましては、例年行っている常住人口調査に伴う消耗品の購入費となっております。説明は以上でございます。

○天谷監査事務局長 予算書97ページをご覧ください。監査委員費につきましては、総額で3,887万1,000円。内容といたしましては、おおむね例年通りで9割以上が人件費等となっております。その中で1節報酬につきましては、監査委員2名の報酬ですが、5月に委員の改選がありまして、改選後新たな監査委員が選任されるまでの間、長らく空いた期間もありますが、12か月分、満額計上させていただいております。

13節委託料については、先の決算特別委員会で工事監査の委託料を充実させるべきではないかと、ご意見をいただきまして、今回、工事監査が2件分、昨年度の倍に増額したものを計上しております。監査委員費の説明は以上です。

○下村生活安全課長 109ページをお願いいたします。3款民生費1項社会福祉費7目消費者行政費でございます。こちらにつきましては、消費生活センターにおけます相

談業務や啓発活動に伴います経費等になってございます。前年度比に比べますと11万3,000円の約0.5%減という形になります。1節報酬でございまして、こちらは消費生活相談員3名分及び非常勤職員1名分の報酬でございまして、8節報償費につきましては、消費者と行政を結ぶ役割を担います消費生活モニター15名とくらしのセミナーの講師謝礼及び相談員が弁護士からアドバイスを受ける際の相談報酬でございまして、110ページをお願いいたします。13節委託料でございまして、こちらは土浦市消費生活連絡協議会に委託をして開催をしております消費生活展開催の委託料でございまして、説明は以上でございまして。

**○五来環境衛生課長** 129ページをお願いいたします。4款衛生費2項環境衛生費でございまして、1目環境衛生総務費につきましては、主に環境美化、害虫駆除、動物愛護に要する経費でございまして、13節委託料は、所有者からの依頼による空き地の草刈りや河川の草刈り、スズメバチの駆除の経費でございまして、130ページをお開き願います。

19節負担金補助及び交付金です。高度処理型合併処理浄化槽設置及び旧型の単独処理浄化槽の撤去に対する経費補助金が主なものでございまして、2目斎場費です。13節委託料は、12月議会で議決をいただき、平成33年度まで協定を締結しております市営斎場指定管理者指定管理料でございまして、14節使用料及び賃借料は、葬祭業者がインターネット経由で斎場の予約や空き状況の確認を行います予約関連システムの使用料でございまして、3目市営霊園費です。市が管理運営をしております国分、並木、今泉第1、第2の4つの市営霊園の維持管理費でございまして、131ページをご覧ください。3項清掃費です。1目清掃総務費です。こちらは先ほど説明がありました人件費のほか、各清掃関係団体への負担金でございまして、2目ごみ処理費です。主に家庭から排出されるごみや資源物の収集運搬等でございまして、次のページにまたがっておりますが、13節委託料は、ごみ収集運搬業務やビン、カンなどの資源物の収集運搬業務、容器包装プラスチック、生ごみ分別収集事業のための経費また有料化ごみ袋の製造委託料等でございます。132ページの中ほどになりますが、19節負担金補助及び交付金は、新治地区のごみ処理を行っております新治地方広域事務組合への負担金が主なものでございまして、3目し尿処理費です。こちらは市内から発生するし尿の収集運搬業務に係る委託費用並びに新治地区のし尿の処理を行っております湖北環境衛生組合への負担金等の経費でございまして、4目衛生センター費です。こちらは、土浦市地区から発生するし尿及び浄化槽汚泥を粕毛町にあります衛生センターにおいて処理するための経費。平成32年度中の完成を目指しております汚泥再生処理センター整備に係る経費でございまして、133ページでございまして、13節委託料は、施設から発生いたします脱水汚泥の運搬処分のほか、水処理施設の運転管理業務。さらには汚泥再生処理センター整備工事の管理業務委託等でございます。15節工事請負費でございまして、し尿処理施設整備工事は衛生センターの機械類の必要最低限の定期整備、そして汚泥再生処理センターの整備工事費でございまして、5目清掃センター費です。こちらは中村西根にございまして清掃センター及び白鳥町にあります最終処分場の管理運営に係る経費でございまして、11節需用費は、工業用薬品や機械用部品、電気料が主なものでございまして、一番下、13節委託料で

ございます。135ページまでまたがっておりますが、134ページをお開きいただきまして、下から5ぽつ目でございます。ごみ焼却、粗大ごみ処理施設運転管理委託業務につきましては、清掃センターにおいて、38人体制で24時間ごみの焼却及び処理にあたるものでございます。135ページの1番下になりますが、15節工事請負費は清掃センター及び最終処分場の機器の定期整備工事でございます。説明は以上でございます。

○平石委員長 ここまでで、なにかご質問がございますか。

○篠塚委員 131ページのごみ処理費の委託料。ごみ収集委託料、前回陳情が出たんです。入札に関して。資格業者は変わらずですかね。ごみ収集業務を委託する社数というか。

○五来環境衛生課長 ごみ収集委託につきましては、長期継続契約を締結しておりますので、現在の契約が31年度末までとなっておりますので、同様の契約が継続しております。

○篠塚委員 管財課の方になるんですか、契約の方は。32年度の入札があるとしたら。

○渡辺管財課長 資格の方は管財課の方で。はい。

○篠塚委員 そういう登録をする資格がある業者さんて、いるんですか。

○渡辺管財課長 新しい業者さんですか。

○篠塚委員 そう。

○渡辺管財課長 既存業者以外は今の所は。

○篠塚委員 わかりました。あと、129ページの衛生費。環境衛生総務費の委託料、スズメバチ駆除委託料。スズメバチの駆除は、全部ここで賄える事になっているのですか。それとも、まだ消防とかでやってもらえるのですか。

○五来環境衛生課長 業者さんに頼みますのは、ここだけになります。消防の方に連絡が行った場合もこちらの業者さんをお願いするような形になります。あくまでも家庭だけです。事業者等につきましては、個別に対応していただくという形になります。

○篠塚委員 一般道路、例えば通学路とか、そういう所も結構通報とかあると思うんですけど。そういうのも含まれているんです。通報があった場合は環境衛生課の窓口で対応しているという形ですか。

○五来環境衛生課長 環境衛生課の方で結構でございます。通学路の部分も対応してございます。

○篠塚委員 この予算で。年によってスズメバチが異常発生するとかあるのですが、来年度の予算で見ていて、大体この予算で大丈夫なのですか。

○五来環境衛生課長 これは昨年の実績を。29年度が非常にスズメバチが異常発生をいたしまして、昨年度が520件駆除をいたしました。今年度は280件くらいです。実績でやっております。不足する場合は補正なり流用なり対応をしたいと考えております。

○平石委員長 その他なにかございせんか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 それでは引き続き説明をお願いしたいと思います。

○水田環境保全課長 予算書136ページをお願いいたします。1目環境保全対策費でございます。主に公害防止、地球温暖化対策などの環境保全及び霞ヶ浦の水質浄化を目的とした事業でございます。31年度の予算につきましては、1億2,292万1,000円。昨年度と比較いたしますと、3,821万2,000円の減となっております。減額となりました主な理由でございますが、今年度高濃度のPCB廃棄物の処分等に係る予算がございました。また、世界湖沼会議関連もございました。そのようなものが新年度におきましては無くなりましたので、その分の減でございます。それでは内容に入らせていただきます。1節報酬でございます。こちらにつきましては、環境審議会等の委員報酬並びに臨時職員等の報酬となります。8節報償費でございます。環境保全課で実施しております環境教育に係る講師の謝礼となっているものでございます。12節役務費の手数料でございます。保全課の方で管理をしております放射線測定器の校正手数料等でございます。13節委託料でございます。上から2項目目、環境基本計画推進委託料でございます。継続事業となります。新年度は14回目となります土浦市環境展をはじめとした様々な環境施策を市民協働の考え方のもと推進を図っているものでございまして、土浦市環境基本計画推進協議会に委託しているものでございます。新年度の環境展につきましては10月12日土曜日、水郷体育館の大体育室を使いまして消費生活展との合同開催を予定しております。137ページをお願いいたします。上から2項目目、土浦市地球温暖化防止行動計画策定委託料でございます。現在の第1期の計画につきましては、平成31年度。2019年度で終了することから、平成32年。2020年度からの第2期の計画を策定するものでございます。計画の期間につきましては、パリ協定での中期目標となります平成42年。2030年度までの11年間とするものでございます。委託料の下から3つの項目になります。新年度は、高濃度に変更しまして低濃度のPCB廃棄物の処理に係る委託料を予定しております。現在使用している機器につきましては、低濃度PCB廃棄物が含まれている可能性がありますことから、事前に分析を行ないまして、保管している低濃度PCB廃棄物と共に処理事業所に運搬し、処分するものでございます。19節負担金補助及び交付金でございます。2つ目の補助金の1項目目、住宅用環境配慮型設備導入補助金でございます。住宅に高効率給湯器等の環境に配慮した設備を設置していただいた市民の皆様へ設置費の一部を補助するものでございまして、家庭用燃料電池システムのエネファーム及びリチウムイオン蓄電システムをそれぞれ補助単価5万円で、合計で30台分となります150万円を補助するものでございます。財源につきましては、茨城県からの補助金10分の10で対応させていただきたいと思っております。説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○檜山消防総務課長 予算書181ページをお願いいたします。8款消防費についてご説明申し上げます。1日常備消防費31年度予算16億1,641万1,000円に対し、本年度は、16億1,409万円で、232万1,000円の増額の主な理由につきましては、11節需用費のうち、燃料費。こちらが救急出動で災害出動や、さらには燃料単価の高騰によるものが主な理由でございます。その他182ページにわたる内容に

つきましては、今年度と同様の計上でございます。続きまして、182ページ下段から183ページをお願いいたします。2目非常備消防費。31年度予算7,408万2,000円に対し、前年度が7,400万3,000円で、7万9,000円の増額となります。こちらは8節報償及び18節備品購入費。こちらは無線機購入の台数などの多少の変動はございますが、ほぼ例年と同様の予算計上でございます。続きまして、183ページの下段から184ページをお願いいたします。3目消防施設費。31年度予算1億1,379万5,000円に対し、本年度は1億3,419万2,000円で、2,039万7,000円の減額で、理由につきましては、15節工事請負費において、消防団車庫の新築工事による予算が増額されておりますが、18節備品購入費で消防車両等の更新が無いことが減額の理由でございます。最後になりますが、184ページの下段をお願いいたします。4目水防費につきましては、本年度予算61万3,000円に対し、本年度60万5,000円で、8,000円の増となり、こちらに関しましては、前年と同様の予算計上でございます。説明は以上です。

○佐藤財政課長 219ページをお願いしたいと思います。公債費でございます。10款公債費につきましては、事業の推進もございまして、全体としては、1億2,910万6,000円。2.4%の増を見込んでいます。1目元金でございますが、こちらは長期債償還金などについては、28年に借り入れたもの。これは平成27年の大事業の据え置き3年の期間終了によります償還回数などによりまして、1億7,000万。3.4%ほど増となっております。長期債元金の約定償還分。その下市場公募債一括償還金。これは大好きいばらき県民債で平成26年度、県と協同で購入しました40億円。これを発行しました市場公募債の内、土浦市分2億円につきまして、満期到来によりまして、一括して民間金融機関に借り換えて償還するというものでございます。その下、過年度借り換え償還金は、歳入の起債でもご説明いたしましたとおり、平成20年度の銀行債。これを契約である借り入れ条件につきまして、10年経過により利率を見直し借り換えて償還するものでございます。こちらは当初1.5%でしたが、借り換え後は0.32%で300万円ほどの利子を減額するものでございます。市場公募債と借換債、過年度借換債は、借り換えによって理論上、同額借りて市債と相殺されますので、実質の長期債元金は前年比で1億9,486万7,000円と4.2%増となっているところでございます。2目利子でございます。利子につきましては、利率の低下。または過年度の借り入れ分の利率の見直しによりまして、4,153万円。11.5%ほど減少しているものでございます。説明欄は長期債の約定償還分と市の基金から借り入れ運用する際の基金の利子でございます。3目の公債諸費については、市場公募債の償還の手数料でございます。221ページをお願いします。12款の予備費でございます。予備費はご案内のとおり、突発的な災害や施設老朽化による増加しております緊急修繕に対応するため、昨年同様7,000万の計上というものでございます。14ページにお戻りください。第3表地方債でございます。こちら歳入でもご説明いたしましたが、平成31年度に予定しております起債の目的の欄にもございますが、書庫整備事業等29件の起債の限度額、起債の方の利率の償還の方法を予算の第4表で定めるも

のでございます。学校給食センター再整備事業、市民会館耐震化及び大規模改造工事。こちらは増になっておりますので、対前年度では9億8,010万4,000円。17.1%の増となっているところでございます。説明は以上でございます。

○平石委員長 ここまでで、なにかご質問がございますか。

○海老原委員 136ページの委託料の中で関連があるかもしれないので、2点。1点は単純にムクドリ防除委託料、どういう風な策をやるのかなど。もう1点は水田課長も知っていると思うんだけど、去年の暮れ辺りから地下へ電線工事をあちこちやっていて、うちの町内なんだけれど、電線工事をやった後に、たぶんムクドリだと思うんだけど、すごい道路から住まいの壁面に鳥の糞が糞害が酷かったんだよ。その後、東電に頼んで止まらない様なものをお願いしたんだけど、それもムクドリだと思うんだけど。あわせて、ムクドリなんてどういう委託をしているのか。電線に止まったやつをどう担当課では捉えているのか。

○水田環境保全課長 ただいまのムクドリ防除委託料でございますけれども、環境保全課の方で業務を行っている部分につきましては、駅周辺の人がたくさん往来する部分についてムクドリが電線上に止まったものを可能な限り駅広の中の樹木等に移すことによって糞害等の被害を最小限に抑えるという内容でシルバー人材センターの方をお願いをして業務を遂行しているものでございます。海老原委員からもお話がございまして、真鍋地区の電線の敷設換えの工事をやられた際にだいぶ鳥の方が電線の方に止まって困っているということで、東電さんの方と連絡を取らせていただきまして、その工事にあわせて止まりづらいような電線の施工をしていただいたところでございます。ムクドリかどうか私どもの方では確認は取れていないのですけれども、そういう事例がございましたら、その都度東電さんなり、電線敷設者の方に連絡を取らせていただいて対応していきたいと考えております。

○平石委員長 その他なにかございませんか。

○真家総務課長 先ほど篠塚委員からご質問がございました宍塚小学校のアスベストの件で調べましたところ、平成17年に文部科学省からの依頼によりまして小中学校のアスベスト、吹き付けの調査を行ったそうです。アスベストの含有率1%を越えるかどうかという調査で、当時学務課の職員が目視で全小中学校、幼稚園にて調査を行ったということです。今回のものにつきましては、吹き付けのものではなくてボードといまして、建具の中に含有しているかというような調査になりますので、前回の調査とは別の調査になります。今回書庫を作るのに、ボードですとかタイルをいじりますので、その時にアスベストが飛散する可能性があるということで、あわせて行くと。工事費につきましては、アスベストが含まれているという仮定で工事費の方も設定されているということでございます。以上です。

○篠塚委員 アスベストが無かったら工事費は落ちるといえることですか。

○真家総務課長 はい、そうです。

○平石委員長 その他なにかございませんか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 それでは、分科会としての賛否を確認いたします。この予算について、賛成とする方は、挙手を願います。

(挙手) (賛成6)

○平石委員長 反対の方、挙手を願います。

(挙手) (反対0)

○平石委員長 全会一致ということにさせていただきます。予算特別委員会分科会の審査はこの程度といたします。なお、予算特別委員会全体会ですが、明日の午後1時30分からとなりますので、よろしく願いいたします。引き続き、総務市民委員会の審査に戻ります。議案第52号土浦市汚泥再生処理センター整備事業実施設計及び建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○渡辺管財課長 委員会資料15ページをお願いいたします。今回の工事の目的でございますが、恐れ入ります18ページをお開き願います。今回の工事の概要でございます。ページ下のところ9番に記載がございますように、循環型社会形成に資する為、老朽化した衛生センターを現在の汚泥に加え、農業集落排水処理施設汚泥を併せて処理する再資源化設備を設けた汚泥再生処理センターとして今回、建て替えるものでございます。次に一段下の10番でございますが工事概要でございます。今回、実施設計から土木建築工事及び電気設備工事までを一体的に行うものでございます。恐れ入ります15ページに戻っていただきまして、名称、工事場所、工事内容につきましては、記載のとおりでございます。契約金額につきましては、税込で20億3,040万円。契約予定者としましては、クボタ環境サービス株式会社でございます。契約方法につきましては、随意契約となります。本件は、その性質及び特殊性から価格のみによる競争入札とするのではなく、し尿等処理及び資源化システムの安定性、維持管理費の経済性などの様々な観点から、総合的に最も適した受託者を特定するため、プロポーザル方式により決定したものでございます。見積り合わせの結果につきましては、16ページをご覧いただきたいと存じます。落札額は、税抜き18億8,000万円でございます。次の17ページは、請負業者であるクボタ環境サービスの会社概要でございます。ページ中ほどから下には、当該事業者の近年の代表的な請負工事を表にしております。こちらは、ご覧いただければと存じます。次の18ページは、本案件の概要となっております。次の19ページをご覧頂きますと、上段が最終完成時のイメージ図でございます。そして下段が全体の配置計画図でございます。その中で赤く表示してある箇所今回、新たに処理棟を建設する予定でございます。その後、図右側に表示してございます既存施設の解体を行い、最終的に上段の完成イメージ図のようになる施工の流れとなります。最後に、20ページがスケジュール表でございます。議決をいただいた後、本契約を行い2年間の設計、工事期間の後、2021年4月の新施設稼働を計画しております。本案件についての説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第52号土浦市汚泥再生処理センター整



備事業実施設計及び建設工事請負契約の締結については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○平石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第52号土浦市汚泥再生処理センター整備事業実施設計及び建設工事請負契約の締結については、原案どおり決しました。

次に、議案第58号平成30年度土浦市一般会計補正予算(第6回)～歳入全部、歳出中第2款(総務費)、第3款(民生費)中第1項(社会福祉費)中第7目(消費者行政費)、第4款(衛生費)ただし第1項(保健衛生費)を除く、第8款(消防費)、第10款(公債費)、第2表継続費補正中第4款(衛生費)、第3表繰越明許費補正中第4表(衛生費)、第5表地方債補正を議題といたします。まず、歳入及び第5表地方債補正については関連がございますので一括して執行部より説明願います。

○佐藤財政課長 追加議案書をお願いします。議案第58号平成30年度土浦市一般会計補正予算、歳入の主なものを説明いたします。追加議案書12ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算の事項別明細書でございます。こちら歳入でございます。この第6回補正予算につきましては、例年3月議会で行っているもので、運営事業の完了による増減。決算見込みの増減などを補正するものでございます。本補正は歳入合計欄にもございますが、4億4,689万7,000円。総額517億3,722万5,000円とするものであります。それでは款項目節及び説明欄ごとに説明いたしますので、14ページをお願いいたします。歳入1款市税でございます。市税は決算見込みに基づき計上するもので、市税総額は1億1,524万8,000円。0.5%増となっております。主な増減理由でございます。まず、1項市民税でございます。市民税は個人の現年度分については、見込みより個人所得が減となったことやふるさと応援寄付金控除が増となっておりますことから減となっております。滞納繰越分である過年度につきましては、収納率の向上によりまして増となっております。2目の法人につきましては、企業の業績の回復による収入増となったことから、増を見込んでおります。2項固定資産税は、当初予算の見込みより設備投資に係る焼却資産の伸び悩みや徴収率の伸びが若干無かったということで減となっております。3項軽自動車税につきましては、平成28年度の税率改正で増額となっております平成28年度以降の購入車。または13年を経過しております重課税の車両は当初予算編成時の見込よりも増となっていることによるものでございます。4項たばこ税。当初のたばこの本数の減よりも、本数の減が少なかったというところで、当初見込みよりも1万1,000本ほど多かったというもので、よって税率の改正の影響を受けて増となっているものでございます。15ページでございます。5項都市計画税は固定資産税と連動しておりますので、このように見込んでおります。トータルでは市税は増となっているところでございます。2款地方譲与税から15ページ6款地方消費税交付金は、前年度と今年度の伸び率により決算を見込んで増減をするというものでございます。16ページをお願いします。10款地方特例交付金でございます。地方特例交付金は住宅取得控除の減収分について県から通知される交付実績にあわせて補正するものでございます。11款地方交付税でございますが、普通交付

税は算定に用いる基準財政需用額と基準財政収入額において当初の見込みと実交付額との差額により普通交付税を減額補正するというものでございます。13款の分担金負担金でございます。分担金負担金。1項民生費負担金。2節障害児デイサービス等負担金は、デイサービス利用料の9割分が国保連合会から歳入されるものでございますが、当初見込みより利用者が増となっていることから増額補正をするものでございます。3目土木費負担金。1節都市計画費負担金は、説明欄にもございますが、本市施工の神立駅周辺地区整備事業負担金の減で、神立橋上化等のJR委託工事が確定したことによる減によります工事に関るかすみがうら市からの負担金も減額するというものでございます。14款使用料手数料の1目総務使用料でございます。こちらにつきましては、説明欄にもありますが、ウララ使用料のうち駐車場使用料の減により減となるものでございます。6目土木使用料につきましては、プレイアトレイ関係の改修工事による足場設置関る駅西の市所有の使用料。大屋根のイベントが増になったことによる増額をするというものでございます。2項手数料2目衛生手数料でございますが、ごみ処理手数料の増ということで、清掃センターに持ち込む手数料について、30年の3月議会で条例改正のご審議をいただき、半年間の周知期間を置いて、10月に改正をしましたが、当初予算時は従前の手数料での計算計上であったため、改定後の金額で決算を見込み増額するものでございます。15款国庫支出金。こちらは事業費の確定や決算見込みに基づき1億8,100万。2.4%との減額というものでございます。1項の国庫負担金では、1目民生費国庫負担金の1節国民健康保険事業費負担金は保険税、減税の対象となった一般被保険者数料に応じて平均保険税の一定割合を補填するというもので県からの通知を受けて、実績に応じて増とするものでございます。5節児童扶養手当負担金は見込みに対しまして、新規申請受給者が減っており延べ人数では当初の見込みでは2万3,828人ほどでしたが、実質では2万3,223人となったことによりまして、605人の減となったものでございます。10節介護の1号保険料に対して、制度として国2分の1、県4分の1、市4分の1の補助になるものでございますが、実績によりまして、歳入を国と県。負担金を減額しております。3目教育費国庫交付金。公立学校施設災害復旧費国庫負担金は公立学校における台風24号に対するものですが、土浦二中の柔剣道場屋根のシングル葺といわれる屋根に貼り付けたパネルが1,800枚ほど飛ばされたことによる修繕でございます。こちら、修繕に関する経費は10月1日に専決処分とさせていただいたところでございますが、交付申請をした事業について必要となる屋根の全面補修を計上したところでございますが、その後に文科省の方からの詳細な調査によりまして実際に剥がれた部分の面積のみが補助対象となったことによりまして、補助の内示額が当初費で338万5,000円。55%ほど減額されたことに伴い、減額するものでございます。2項国庫補助金。2目民生費補助金。1節地域生活支援事業補助金は、障害者の方のショートステイ、一時預かりなどの日中支援に対する国2分の1への補助金でございますが、利用者が増になったことによりまして、施設の委託料が増になったことに伴う増額でございます。4節の母子家庭等対策総合支援事業費補助金については、ひとり親家庭への就労資格取得に対するものですが、当初新規事業者は4人で見込んで

いたものが、3人になったものでございまして、減をするものでございます。6節プレミアム付商品券事業費補助金につきましては、新年度予算にもありますが、消費税増税に伴う国の補助でございます。平成30年度の補正につきましては、事前準備など事務費に関するものが補助されるもので、国から人口規模等などにより提示された金額を計上するものでございます。6目教育費国庫補助金は、3節の幼稚園費補助金で就園奨励費補助金については、実績による減額をするものでございます。18ページをお願いします。4項国庫交付金でございます。2目民生費国庫交付金については、民間保育所における一時預かりや延長保育に対する報酬等に対する交付金ですが、保育士の確保が進まなかったことによりまして、当初見込みより対象経費である報償費等が減になったことによる減でございます。3目衛生費国庫交付金は、循環型社会形成推進交付金。こちらは汚泥再生処理センターと合併浄化槽の設置補助ですが、事業の実績と浄化槽設置数の実績の減に伴う交付金の減となります。5目商工費国庫交付金は、地方創生推進交付金の減でございまして、こちらは、水郷筑波サイクリング環境整備事業及び花火大会プロモーション事業に対する交付金でございますが、こちらについては、アプリの作成やPR動画作成委託料を当初予定より新規作成ではなく、既存のアプリに加入することやPR動画の放送箇所を残したことにより安価で行えることになったことによりまして、減額に伴う交付金の減でございます。6目土木費国庫交付金の1節の道路橋梁費交付金は内示額決定により減とするものでございます。2節の河川費交付金の特定防衛施設周辺整備調整交付金は、前年度実績によりまして、当初予算の計上から30年度の防衛省の交付決定額によります差額を減しているものでございます。3節都市計画費交付金につきましては、社会資本整備総合交付金で説明欄の常名虫掛線の交付金については、増となっておりますが、これは国の補正、第2号の追加要望がございましたことによります本事業の地域再生計画事業に交付されている地方創生道整備推進交付金が交付されたことによります増となります。その他は当初見込みと内示額の減及び事業確定にあわせた歳出とともに減するというものでございます。8目災害復旧費国庫交付金。1節の産業関係災害復旧費交付金は、説明欄にもございますが、被災農業者向け経営体育成支援事業交付金で、これは台風24号で農業施設への支援措置で10分の10の交付金となります。土浦市は市内の農家3軒について農業用ハウス5件に対する支援であり、各彼の修繕費は60万円から460万円ほどかかっておりますが、補助の条件が各修繕費の10分の3の額になっておりますことから、全体では国から市を通して194万7,000円が補助され10分の10が歳入されるものでございます。16款県支出金でございます。主に国庫支出金とあわせて同内容で補助率にあわせ増減しております。新規や主なものについて説明いたします。18ページから19ページの冒頭でございますが、県負担金、1目民生費県負担金。こちらは、法に位置付けられた介護や国保に対する軽減措置に対して、市のルール分の繰り出し金であり、国庫負担金と同様に確定値に合わせて整理するものでございます。3目衛生費補助金は、国同様ですが、合併処理浄化槽管の設置。それから4節の単独処理浄化槽撤去費補助金の減。4目の農林水産業費の1節農業費補助金は説明欄の上段については、新規就労者への生活支援等の補助金でござい

すが、当初新規を3人で見込んでいたところでしたが、申し込みが無かったということによりまして、歳出とあわせて減額したものでございます。下段については県の追加補助がありまして、木田余地区の農道整備事業に対して800万ほど充当しているというものでございます。2節林業費補助金については、説明欄の上段。身近なみどり整備推進事業費補助金については、低地林や里山の保全に対する補助ですが、当初見込み600万円ほど見込んでおりましたが、自己負担の関係から申込者が少なく、実績が80万円に留まったことから差額を減額するものでございます。下段のいばらきの森関係は県の交付拡大により、県産材のレンコンコースターなどを追加で400個作製したことに対する10分の10の補助でございまして。5目土木費県補助金については、国土調査費に対する補助の内示額による減額でございまして。20ページでございまして。3項県委託金でございまして。県委託金の1目総務費県委託金については、県議会議員選挙の事業費確定による歳出同額の減でございまして。4項県交付金でございまして。2目民生費交付金については、国同様、民間保育所における一時預かりや延長保育に対する報酬等に対する交付金でしたが、保育士の確保が進まなかったことによりまして当初見込みによりまして対象経費の減に伴う減となったものでございまして。4目の農林水産業費県交付金。1節農業費交付金の説明欄上段。農地利用最適化交付金は農業委員会、農業委員、最適化推進委員の報酬に対して交付が拡充されたことによって増額提示をするものでございまして。下段の荒廃農地等利活用促進交付金については、農業者の荒廃農地を引き継いで再生作業や土壌改良事業の費用に対する100アール当たり、5万または2万円の補助をするものでありますが、当初予算600万。50アールを予定しておりましたが、申込者が1名しかおらず20アール程度になったこと伴います減でございまして。

○平石委員長 ここまでで、なにかご質問がございましてか。

○篠塚委員 19ページの農林水産業費県補助金。身近なみどり整備推進事業費。予定よりも思ったより少なかった。最初から、これ何年目でしたっけ。森林湖沼崩れで、今回は公募が少なかったんですか。それともやりつくしちゃっていて、やらない形なのか。

○佐藤財政課長 実際、申し込みはあったんですが、今回県の方で制度が厳密になりました。自己負担を1ヘクタール当たり上限120万というになるんですけど。それを越えた場合は自己負担となるということなんですけれど。前は理由を付けて120万以上でも押し切っていたところなんですけれど、厳密にそれ以上は出さないというようなことで、実際は120万を越えてしまうことが多いということで、それを聞いて申し込みが少なくなってしまうということで、2箇所です。

○篠塚委員 わかりました。

○平石委員長 その他なにかございませんか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 それでは引続き説明をお願いしたいと思います。

○佐藤財政課長 20ページをお願いします。財産収入でございまして。1項2目利子及び配当金でございまして。こちらにつきましては、利子の計上でございまして。21ページをお願いいたします。18款寄附金でございまして。1目ふるさと土浦応援寄附金は、当

初の見込み3億2,500万円を予定しておりましたが今年度の見込みを1億1,910万9,000円となりましたことから2億589万1,000円。下方修正するものであります。当初予算の説明でもお話させていただきましたが、返礼品の関係でございまして、寄附金が減されたということでございます。今後とも、土浦市のアピールをしていくというところでございます。2目民生費寄付金でございますが、こちらにつきましては、1名と1団体と1法人の3件からの福祉目的での寄附があったものであります。19款繰入金でございます。1項特別会計繰入金でございます。駅北再開発事業の廃止に伴いまして、事業が最終確定いたしましたことから、残余を一般会計戻し清算するものでございます。これで駅前北地区市街地再開発事業のすべての事業は終了となるものでございます。2項基金繰入金でございます。1目財政調整基金繰入金でございます。財政調整基金、平成30年度は、当初予算2億円を計上しておりましたが、そのうち、年度中の補正予算に際して計上しました現予算でございます補正前の9,837万6,000円は減額補正し、最終予算に際しては、この繰入はなしとしました。繰入れせずとも他の収支でカバーできるということでございます。3目協働のまちづくり基金繰入金。こちらは、地域公民館整備事業に4,166万円当初予算どおり繰入れましたが、協働のまちづくりファンド事業のソフト事業は、継続1件、新規5事業170万円を見込みましたが、新規2件51万3,000円の繰入となり、ハード事業は市民提案型景観形成型など9事業を見込みましたが、景観形成1件287万8,000円の繰入にとどまりましたことから、結果、総繰入金では4,505万1,000円となったため、当初予算との差額1,330万9,000円を補正減するものでございます。20款繰越金は、平成29年度剰余金の残。残りを予算化するものでございます。21款諸収入でございます。3項貸付金元利収入の1節興農関係融資貸付金は、苗の購入などに対する融資申し込みが少なかったことから、市からの歳出である貸付金を減額するため元金収入も同じ額を減額計上するものでございます6節災害援護資金貸付金元利収入については、東日本大震災での半壊・全壊した方への融資資金ですが、県から市、市から被災者の方へと転貸債として貸し付けているものですが、半期分の歳入後に県に償還してはいますが前期に償還が滞ったことから、歳出の償還金が減る関係で歳入の方も減するというものでございます。利子は平成29年度末に繰上げ償還をした方で当初予算で計上しておりましたので減しているというものでございます。5項雑入ですが、説明欄の内容のとおりというところでございます。コミュニティ事業助成金は、宝くじの収益金の中から町内会の祭事などに対する250万円の助成ですが、今年度2件を予定しておりましたが、1件が不採択になったため、減するものであります。中段の土浦全国花火競技大会協賛金については、大手広告代理店などにも協力をお願いしましたが、集まらなかったことによる減であります。市町村振興宝くじ交付金は、ハロウィンジャンボ宝くじの収益の一部が配当交付されるもの。アルカス土浦共用部分収入金の増については、駐車場収入などの収入が持ち分が市に入るものでございますが、入場者数の増によりまして、歳入も増になったというものでございます。後期高齢関係は、広域連合からの当初予算と確定値の調整による歳入の減であります。第17回世界湖沼会議いばらき霞ヶ浦

2018 実行委員会負担金については、サテライト会場が5会場ありましたが、茨城町のイベントが中止となったことにより、余剰金を再配分されたものであります。一番下の平成29年度老人福祉施設開設準備経費助成事業補助金返還金は、旧協同病院跡地の老健施設に対する開設準備補助金ですが、開設にかかった費用に関して補助する制度ですが、補助金は消費税分を含んだ整備費を対象に補助しましたが、消費税申告後に補助金の消費税分は清算して返還するものでございます。22款市債でございます。市債は事業の確定などにより、5億3,348万1,000円の減であります。3月の市債補正については、説明欄記載の各事業の事業費の確定等により市債を増減するものがほとんどであります。主なものとしては、1目の総務費債は、全国瞬時警報システム（Jアラート）の新型受信機への更新整備等に対するものであり事業費の確定。2目の衛生費債は、汚泥再生処理センター整備事業における施設解体や仮設管理棟リース料の事業費の確定。4目の土木費債の1節の道路橋梁費債の説明欄の道路新設改良事業費債については、国の交付金の交付額配分の減にともなって市債を増したものであります。23ページでございますが、説明欄の一番上、道路維持補修事業費債の減についてですが、道路維持補修に関して市債を発行するためには、維持補修計画策定が条件となっておりますが本年度策定に工期がずれ込んだため、市債発行の条件を満たさないため発行を取りやめたため減となっております。3節都市計画事業費債については、各事業の確定によるものですが常名虫掛線街路事業については、増となっておりますが国庫支出金でもお話ししましたが国の補正予算第2号の追加交付によりまして、事業費を増額したことに伴う裏負担分の市債を計上するものであります。6目の教育費債の1節。学校給食センター再整備費債は事業費の確定によるもので、説明欄の2番目、各学校施設整備事業費債の増となっておりますが、こちらは荒川沖小学校の障害者児童のための車いす用階段昇降機設置に関する起債でございます。神立小学校の特別支援教室として活用することとなった多目的室へのエアコン設置工事に対する起債の増であります。説明欄の3番目。学校施設照明器具改修事業費債については、減となっておりますが小学校体育館照明器具のLED交換工事については、当初工事で予定していましたがその後リースによる改修が可能となったことから、リースに変更したことにより市債を発行しなくなったための減であります。2節社会教育施設整備費債は、市民会館耐震化及び大規模改造事業についての事業費の確定。7目臨時財政対策債は、国の確定額によって減額するものであります。続きまして10ページに戻りいただき。第5表地方債補正でございます。ただいま申し上げました市債の増減に合わせて、予算の地方債を増減補正しまして11ページの予算額計にあるように57億5,564万円から52億2,215万9,000円で全体としては、5億3,348万1,000円を減額補正するものであります。また、11ページ下段の廃止ですが、先ほど説明した道路維持補修事業に関しては、備考に起債対象事業費の見直しのためとなっておりますが、本年度は市債発行の条件である道路維持補修計画の策定に関して、調査等が必要となったため完了が遅れたことから、市債は発行せず、修繕は早急に必要であったため単費で行ったものです。新年度に関しては策定しておりますので市債発行予定であります。学校施設照明器具改修事業については、市債でもご

説明しましたが当初予算では工事で考えていましたが、学校のLED化について、本年度に入って調査研究したところリースでも可能であることが判明したため、リース契約に切り替えたことにより必要となくなってきた市債発行を取りやめるものです。歳入補正予算及び地方債補正予算の説明は以上でございます。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

○今野委員 22ページ。土浦花火の協賛金の減が2,000万ですか。ものすごい額なんじゃないかなと思うんですけど。これはどういった背景があるんですか。

○佐藤財政課長 これは、2,000万円は、当初予算で31年度も予算化しているところでございますけれど、大手の電通さんと交渉しているところでございましたけれど、やはり、ということがありまして。これに関しては、2,000万円について50万円を実行委員会の方に歳入が入ったら、2,000万円を。入ったら50万円が電通さんに行くんですけど、その50万円も支払えなかったと。歳入歳出もなかったという感じでした。

○今野委員 どういう契約というか、どういう連携でやっている詳細はわからないんですけども、どういったやり方をしているとか。連携をしているとか。額がちょっと大きいすぎるのかなと、ちょっと衝撃を受けたものですから。一般の会社でいったら受けってしまう額を超えてしまっているのではないかという感じがして。

○佐藤財政課長 当初予算で計上しております2,000万がそのまま入らなかったというのはかなり大きい話だと思うんですけど、実際は、中々交渉はしているところではありまして、中々うまく行かないということでした。

○今野委員 この2,000万という額は電通さんの方からの提示なんですか。それとも、こちらの方からの希望というか。

○佐藤財政課長 こちら希望提示です。

○今野委員 ありがとうございます。

○平石委員長 その他なにかございませんか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 それでは歳出について、順次説明をお願いしたいと思います。

○山口政策企画課長 24ページをお願いします。第2款総務費第1項総務管理費1目一般管理費でございます。亀城プラザの委託料でございますが、亀城プラザにつきましては、産業文化事業団を指定管理者として指定しております。利用料金制といたしまして、使用料を指定管理者の収入とする利用料金制をしいておりまして、運営経費の不足分を指定管理者として払っておりますけれども、今年度ホールや会議室の利用が減少していることから指定管理料を増額するものでございます。一般管理費は以上でございます。

○佐藤財政課長 財政管理費は、印刷製本費について、当初予算の印刷で入札差金によるものでございます。

○渡辺管財課長 8目財産管理費についてでございますが、こちらの減額補正310万円につきましては、14節使用料及び賃借料におきまして来庁された方などへの無料化措置を行っております駐車場使用料が当初見込みより下回ったことから減額補正する

ものでございます。以上でございます。

○山口政策企画課長 9目企画費でございます。8節報償費は、ふるさと納税の返戻品となっておりますかすみがうらマラソンのエントリー権に付きまして、本年度から本市がふるさと納税の受付等を一括して委託しておりますさとふるに受付を委託することになりまして、委託料で対応することになりましたことから、減額するものでございます。

13節委託料は、これまでご説明してまいりましたとおり、ふるさと土浦応援寄附が当初の見込みより大幅に減少しておりますことから、これに伴う一括委託料が減額となるものでございます。25節積立金は、合併特例債を原資とする合併振興基金の利子を積立てるものでございます。

○飯泉市民活動課長 11目市民活動費につきましては、コミュニティ事業補助金の減額を行うものでございます。本事業につきましては、宝くじの社会貢献及び普及広報事業となっております。町内会の活動に必要な備品等の整備に対する助成を行うものでございます。先ほど財政課長の方からございましたが、平成30年度につきましては、2町内が申請をいたしました。1町内のみが採択となりましたことから1町内分250万円を減額とするものでございます。続きまして12目地区コミュニティ活動推進事業費。こちらにつきましては、協働のまちづくりファンド事業補助金の減額を行うものでございます。本事業につきましては、本年度新規継続あわせて6団体を予定しておりましたところ、半分の3団体の活用となったことから118万7,000円を減額するものでございます。説明につきましては以上でございます。

○下村生活安全課長 16目空家等対策費の減額でございます。12節役務費ですけれども、こちらは相続人、不存在の案件で、土浦市が利害関係人としての申し立てをしていなかったと。実績が無かったということの減額となっております。また、13節委託料につきましては、空家等の相続人の調査委託。これを専門家に業務委託をしなかったというようなことでの減額でございます。以上でございます。

○真家総務課長 20目防災費につきましては、702万7,000円の補正減となっております。内訳でございますが、13節委託料のうち、洪水ハザードマップ作成委託料につきましては、契約差金について減額するものでございます。18節備品購入費につきましては、Jアラート新型受信機の受信機本体の価格が見積単価より低額になるなど、契約差金が生じたので減額するものでございます。19節負担金補助及び交付金の被災者再建支援システム整備負担金につきましては、当初、県内市町村が市町村だけが負担するというところで予算化したところでございますが、整備費用の半額を県が負担することになり、本市の負担分が半額になったことから、剰余金について減額するものでございます。以上でございます。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 それでは引き続き説明をお願いしたいと思います。

○佐藤財政課長 25ページをお願いします。2款総務費1項総務管理費23目財政調整基金費でございます。本年度につきましては、駅前北地区の再開発事業の消費税還付



金を当初予算で4億4999万9,000円を計上しておりましたが、事業確定に伴いまして2,640万円ほど減額するとともに、利子分の94万を積立てて、差し引き合計で2,554万5,000円を減額するものでございます。その他24目市債管理基金費、26目土地開発基金費は、いずれも基金の利子の積立でございます。

**○真家総務課長** 2款総務費4項選挙費2目県議会議員選挙費につきましては、開票事務の統一化によりまして、経費が圧縮できたことから剰余分について減額するものでございます。経費の圧縮の大きなものとしたしましては、3節職員手当等、8節報償費にもございますように、特に人件費の減額が上げられます。県議会議員選挙につきましては、投票用紙が1種類だったことから、開票時の分類が比較的容易であったことや、読み取り分類機の効果が非常に大きかったということで、開票時の確定まで1時間と非常にスムーズに行ったということで、人件費の減額が大きな要因であったと思います。以上でございます。

**○下村生活安全課長** 26ページをお願いいたします。3款民生費1項社会福祉費7目消費者行政費でございます。こちらは財源更正のため、補正の増減はございません。以上です。

**○五来環境衛生課長** 29ページをお願いいたします。4款衛生費2項環境衛生費1目環境衛生総務費でございますが、13節委託料では、所有者の依頼により実施いたしております空地草刈委託の実施面積の減少。またスズメバチの駆除件数が減少したことによります不用額について減額補正いたします。19節負担金及び交付金は、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽の撤去が当初見込みより下回ったことによる減額補正でございます。3項清掃費でございます。2目ごみ処理費13節委託料では、ごみ収集業務について入札による契約差金。ごみ処理外部委託におきまして、ごみ量の減少及び清掃センターの交換後の焼却炉の焼却効率が向上したことによります処理量の削減。また、家庭ごみ処理有料化の新しい袋の販売数が想定よりも少なかったことから不用額を減額補正します。4目衛生センター費です。31ページをお開き願います。15節工事請負費では整備を進めております汚泥再生処理センターの建設予定箇所であります管理事務所。車庫等の解体工事の契約差金による減額補正でございます。以上でございます。

**○水田環境保全課長** 30ページをお願いいたします。4項環境保全対策費1目環境保全対策費でございます。13節委託料につきましては、高濃度PCB廃棄物の運搬委託料。当初予算183万7,000円で予定したところ、39万1,000円で札入れがありましたことから、差し引き144万6,000円を減額するものでございます。19節負担金補助及び交付金でございます。サテライトつちうら開催のための実行委員会への負担金につきましては、合計1,000万。財源内訳としましては、県実行委員会から675万円。その差額325万円を、市からの支出で予算化したところでございますが、先ほど財政課長からの雑入の説明がございましたとおり、県実行委員会から1,61万円増額されたことにより財源更正をしているもの。また、サテライトつちうら実行委員会会計において、収支差し引きの残金が69万7,000円となったことから、土浦市負担分から同額を減額するものでございます。以上でございます。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 それでは引続き説明をお願いしたいと思います。

○檜山消防総務課長 35ページをお願いします。8款消防費3目消防施設費の当初予算1億3,437万1,000円に対し268万8,000円の減額補正の理由につきましては、19節負担金補助及び交付金について、平成30年6月及び平成30年11月。2回に渡る茨城消防救急無線指令センター運営協議会において、県からの補助金等もあり負担金の減額が議決されたことにより補正するものであります。説明は以上です。

○佐藤財政課長 39ページをお願いします。公債費でございます。1目元金でございます。元金につきましては、長期償還金の減のほか、長期償還金繰上償還分の増とございます。こちらにつきましては、公債費を削減するために過去に借り入れた借入金のうち、おおむね1%以上の利率について決算剰余予定の財源を公債費削減のために繰上償還を行うものでございます。繰上償還は説明欄にもありますとおり、13億3,345万5,000円というものでございます。この繰上償還により本年度の利子は3,800万程度削減できるものと考えられております。2目利子については、当初予算で想定していた借入れに際する利子と実借入れ利子。こちらが少なくなったところからその差額分を減額しまして、繰上償還分については、今年度分の繰上償還に対して3月末分までの利子を償還するというものでございます。以上です。

○平石委員長 歳出までで、なにかご質問がございますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 それでは引続き第2表継続費補正の説明をお願いしたいと思います。

○五来環境衛生課長 7ページをお開き願います。第2表継続費補正でございます。変更表の1段目4款衛生費3項清掃費土浦市汚泥再生処理センター整備事業でございます。こちら実施設計及び建設工事請負契約につきましてプロポーザルを実施し、契約候補者より整備費の内訳が提出されましたが割額の変更が生じました。当初の見込よりも31年度が多く、32年度が少なくなったものでございます。また、総額でも692万円ほど減となっておりますが、仮設管理事務所のリースにつきまして入札により安く落札されたため、契約差金が生じたものでございます。説明は以上でございます。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 それでは第3表繰越明許費補正の説明をお願いしたいと思います。

○五来環境衛生課長 8ページをお開き願います。第3表繰越明許費補正でございます。追加の表の2段目4款衛生費3項清掃費汚泥再生処理センター整備事業でございます。新施設の建設予定箇所でございます現在の管理棟を撤去いたします衛生センター施設第1期解体工事におきまして、年度内に実施をする予定でございましたが、仮設管理事務所の設置が遅れ、それに伴いまして本工事の着工が遅れましたことから工期を延長するため繰越をさせていただくものでございます。本体工事の発注仕様書の段階で現地調査を進める中で設置場所を変更する必要が生じまして、新たに地質調査等を行う必要が生

じたためでございます。説明は以上でございます。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第58号平成30年度土浦市一般会計補正予算(第6回)～歳入全部、歳出中第2款(総務費)、第3款(民生費)中第1項(社会福祉費)中第7目(消費者行政費)、第4款(衛生費)ただし第1項(保健衛生費)を除く、第8款(消防費)、第10款(公債費)、第2表継続費補正中第4款(衛生費)、第3表繰越明許費補正中第4表(衛生費)、第5表地方債補正は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○平石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第58号平成30年度土浦市一般会計補正予算(第6回)～歳入全部、歳出中第2款(総務費)、第3款(民生費)中第1項(社会福祉費)中第7目(消費者行政費)、第4款(衛生費)ただし第1項(保健衛生費)を除く、第8款(消防費)、第10款(公債費)、第2表継続費補正中第4款(衛生費)、第3表繰越明許費補正中第4表(衛生費)、第5表地方債補正は、原案どおり決しました。

次に、協議事項(2)報告事項に入ります。荒川沖駅西口自転車駐車場整備用地についてを議題といたします。執行部より報告願います。

○下村生活安全課長 総務市民委員会資料の21ページをお願いいたします。先ほど荒川沖周辺自転車駐車場の状況の方をご説明させていただきました。今回、荒川沖駅西口自転車駐車場整備用地についてでございますが、こちらにつきましては、JR荒川沖駅西口にごございました国鉄清算事業団の所有地を取得するため、平成9年に土浦市と土浦市土地開発公社が用地取得業務委託契約を締結し、土浦市土地開発公社が土地を取得しております。その後自転車駐車場整備につきまして、地元民間自転車駐車場との関係もございまして、検討した結果、荒川沖駅西口自転車駐車場整備を中止することになりました。これらのことから、既に土浦市土地開発公社所有地となっております土地につきましては、不用となったため、用地取得業務委託契約に基づき、市が土浦市土地開発公社からの買戻しをしない旨の申し出を行うものでございます。調査につきまして、2の位置図に示してありますけれども、先ほどの22ページに荒川沖周辺の図面がございますが、今回の整備予定地の周りに既に民間駐車場も設置されているということがございまして、今回荒川沖周辺の無料駐車場につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、西口の臨時の方も借地しておりましたのでこれも返還する。それから東口につきましては、第1を返還して東口の第2で暫定的に運用していくというようになります。報告は以上でございます。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

○吉田委員 開発公社の維持下にあるんだけど、410平米で金額的にはどのくらいになるんだ。

○山口政策企画課長 買い上げた土地につきましては、土地の値段が6,359万6,

500円となつてございまして、開発公社の簿価、帳簿価格といたしましては、これに利息などが加わりまして7,117万700円となつてございまして。

○海老原委員 東口は第1,第2両方残すのではなくて、第1は返還するということだよ。22ページの表の左寄りに書いてあるこれは民営化には入ってないんだけど。

○下村生活安全課長 22ページの左の上の書いてあるのが西口東口のそれぞれ民営駐車場と市営の駐車場の内訳ということで記載させていただいているんですが、これにおきまして、東口につきましては、民営が①②③。3箇所ございまして。この3箇所収容台数が625台収容可能です。市営の方が、第1が収容台数が350台になります。第2が500台の収容台数。あわせて2箇所850台という台数になります。民営と市営を合計しますと収容台数が1,475台の中で、実質の利用台数につきましては、民営の利用台数が245台。市営のそれぞれあわせた台数が406台と示しておりますけれども、東の第1の利用台数は218台になります。東の第2が188台。2箇所あわせると406台という内訳になります。今回第1の地主さんから土地は売らないと。売る気持ちはないというお話はいただいております。逆に第2の方なんですけど、この地主さんは2人いらっしゃいまして、2人とも県外の方なんです。市が買ってくれるんだとしたら、譲ってもいいですよというような意向を伺っております。金額的にも借地料が面積的には東の第1の面積が470平米で、年間の借地料が112万2,000円になります。第2の方が面積が大きくなりまして、763平米。年間の借地料が100万という形で現在借りております。第1の方は今回お返しするという形で、第2の様子を見ながら考えて行くと。言いますのは、ちょうど委員さん方もご存知だと思っておりますが、ドンキ跡地に②になるんですけれども、ここに民間の駐車場ができていますけれども、これがこのまま駐車場で行くのかということもありますので、様子を見たいというのが考えでございまして。

○平石委員長 その他なにかございせんか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 以上で、当総務市民委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

○平石委員長 その他、執行部から何かございせんか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 委員の皆様から何かございせんか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 以上で議案の審査が終了しました。それではここで、3月をもって退職されます相澤消防次長、天谷監査事務局長、松本市民課長へ、ささやかではありますが、総務市民委員会から花束を贈呈させていただきたいと思っておりますので、どうぞ前の方へお越しください。

(3名前に移動)

○平石委員長 長い間、本当にお疲れさまでした。それでは退職されます皆さまから、ごあいさつを頂戴したいと思います。

○相澤消防次長 この度は、ご丁重なる記念の花束をいただきまして、誠にありがとうございます。総務市民委員会では長い間大変お世話になりました。また、来月からは配属は決まっておりますが再任用職員として働かせていただきますので、これまで同様ご指導よろしく願いいたします。本日は本当にありがとうございました。

○天谷監査事務局長 役所に入って36年になりまして、退職を迎えることとなりました。長い間本当にお世話になりました。総務市民委員会におきましては、監査事務局としましては、3月の予算、9月の決算。その2回において説明する程度で、ほかの委員会におきましては、審議を聞き入るという状況でございました。そんな中で、市民の代表であります委員の皆さんが、市民の立場に立って慎重審議するそのやり取りというのは非常に参考になりました。と言いますのは、監査の業務というのも市民の立場で審査するという、非常に重要なことでありまして、その点非常に参考にさせていただきました。それから、話が長くなりますが、議会事務局に2回ほど在籍しておりまして、1回目は平成8年から13年まで、6年。その時、時局として担当したのが総務委員会で、まるまる6年間担当になりました。その後2回目の配属が平成25年から28年まで。そちらは、議会費の説明ということで執行部の方として出席させていただきました。監査同様3月と9月ですか、そのくらいしか説明、話をする機会はございませんでしたが。あとは政務活動費の清算状況についての説明などを4月の委員会などでお話する機会がありました。そういったことで、総務市民委員会ですか、非常に関わりの深い思い出のある委員会と捉えております。5月に改選があって新しい体制になると思いますが、私も4月以降、市民として関心を持って見させていただくつもりでおります。最後になりますが、委員の方で退職される方もいらっしゃいますけれども、今日は出席されていない方かと思いますが、再選を目指される方におかれましては、どうか再選を果たして、新体制の中で活躍されることをご期待申し上げたいと思います。今日は退職のお祝いをいただきまして、本当にありがとうございました。

○松本市民課長 本日は、ありがとうございます。委員の皆さまには大変お世話になりました。心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

○平石委員長 以上で総務市民委員会を終了いたします。執行部の皆さんは退席していただいて結構です。お疲れさまでした。